

ご説明資料

令和5年1月

1. 審査講評案に向けた認識整理について

審査講評案に向けた認識整理について

評価基準(配点)
①IR区域全体のコンセプト(30点)
②IR区域内の建築物のデザイン(30点)
③IR施設の規模(10点)
④ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード(30点)
⑤MICE施設の規模(20点)
⑥MICE施設の機能・設備等(50点)
⑦MICEの誘致・施設の運営方針等(50点)
⑧魅力増進施設(50点)
⑨送客施設(50点)
⑩宿泊施設の規模(20点)
⑪レストラン等の付帯サービス(10点)
⑫宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制(30点)
⑬その他観光旅客の来訪・滞在促進施設(30点)
⑭カジノ施設のデザイン・配置(20点)
⑮IR区域への交通利便性(5点)
⑯IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等(15点)
⑰MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果(50点)
⑱地域経済への効果(50点)
⑲2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献(50点)
⑳IR事業者等の事業遂行能力(50点)
㉑財務の安定性(50点)
㉒防災・減災対策、コロナ等の感染症対策(50点)
㉓地域との良好な関係構築のための取組(50点)
㉔カジノ事業の収益の活用(50点)
㉕依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除(150点)

評価基準19

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
19. 2030年 の政府の 観光戦略 の目標達成 への貢 献(50点)	<p>(ア)及び(イ)の効果を早期に発現することによって、訪日外国人旅行者数を2030年に6000万人とし、訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とする政府の観光戦略の目標達成への貢献が見込まれることが求められる。また、このような政府の観光戦略の目標達成への貢献は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。</p> <p>(※)(ア)は評価基準⑯を、(イ)は評価基準⑰を指す</p>	<p>①IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数 ②IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額 ③各事項に関する推計方法</p>	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・IRを来訪する訪日外国人の旅行者数及び旅行消費額について、シンガポールIRや国内同種事例も参考にしつつ、数値の大きさのほかIR施設の早期開業などにより政府の観光戦略への貢献が十分に見込まれる計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、効果を最大化するための取組(開業時期の確実性含む)を確認しつつ、各項目の推計方法にも留意するものとする。

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

<認識整理> ※下線は特に御議論いただきたい箇所

(訪日外国人旅行者数に関しては別途後日取り扱う)

- ・ 大阪IRを来訪する訪日外国人旅行者が日本滞在中に支出する旅行消費額は政府の目標である15兆円の8%に相当する約1.1兆円と試算されており、シンガポールIRと比較しても大きな数値であり、うち純増分は約〇〇円と推察されると踏まえれば、目標達成への一定の貢献は見込まれる計画であると考えられるが、他の計画部分での説明内容等との整合性については要留意。【論点①】
- ・ 当該旅行消費額の推計方法に関しては、観光統計をベースとした推計となっており、現段階で得られる情報の範囲において推計方法に一定の妥当性はあるが、IRの来訪者の属性(国籍、富裕層など)を踏まえると、開業に向けては観光統計に基づく推計ではなく、娯楽費部分の消費額計上の適切な深掘りや決済情報の活用、アンケートによる訪問履歴の把握等により来訪者像(プロファイル)をよく踏まえた消費動向の把握に努め、政府目標への貢献を一層検証できるようIRであることを踏まえた固有の推計による精緻化を進めることが必要と考えられる。【論点②】
- ・ IR区域を来訪する旅行者による旅行消費額を最大化するための取組として、MGM及びオリックスが保有する顧客基盤と富裕層ホスピタリティ・ノウハウの活用など実践に基づく取組が見受けられる。
- ・ なお、2030年の政府の観光戦略の目標達成に貢献するためには、2030年までのIR開業が求められるところ、大阪IRの開業時期「2029年秋～冬頃」については、工程が最も早く進捗した場合の想定とされており、工事環境等によっては、開業時期が1～3年程度後ろ倒しになる可能性の記述が見受けられたことは、評価上、要留意。【論点③】

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

- 大阪IRを来訪する訪日外国人旅行者が日本滞在中に支出する旅行消費額は政府の目標である15兆円の8%に相当する約1.1兆円と試算されており、シンガポールIRと比較しても大きな数値であり、目標達成への一定の貢献は見込まれる計画であると考えられるが、他の計画部分での説明内容等との整合性については要留意。【論点①】

<区域整備計画 抜粋 (p.133)>

1. IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の想定

- IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額(IR区域を来訪する訪日外国人旅行者(約629万人)が、日本滞在中に支出する消費総額)は、下表のとおり開業3年日期には約1兆1,600億円の想定であり、政府の観光戦略における目標である、2030年の訪日外国人旅行消費額15兆円の約8%を占め、同目標達成への貢献が見込まれる。

【図表2：IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額】

IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額 (開業3年日期 第10期)	億円	11,570
--	----	--------

<(参考)シンガポールIRへの外国人来訪者数・旅行消費額(推計値)>

2014年 (開業5年目)
② IR区域を来訪する訪星外国人旅行者による旅行消費額 (IR区域内+IR区域外) 約7,551億円

注)シンガポール政府観光局の統計資料をもとに算出した推計値

注)通貨レートは「2012年: 1Sドル=65円」、「2014年: 1Sドル=84円」として計算

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

＜解説資料 抜粋＞

- 以上で算出した後背圏単価(1)、後背圏単価(2)②、I R 区域内単価③を合算することで、各旅行者の消費単価を算出した。算定プロセスの詳細については、別添資料（1）「消費額単価の算定結果（詳細）」を参照。

考え方

【第8期】

(単位：円)

後背圏単価(1) 後背圏単価(2)② I R 区域内単価③	I R 区域 内単価③	後背圏（I R 区域外）単価		合計
		後背圏単価(2)② I R 滞在日程内	後背圏単価(1) I R 滞在日程外	
訪日外国人旅行者	56,970	27,988	98,406	183,364
国内旅行者（宿泊）	32,374	12,663	27,512	72,549
国内旅行者（日帰り）	19,461	0	12,054	31,515

【第9期】

(単位：円)

I R 区域 内単価③	後背圏（I R 区域外）単価		合計
	後背圏単価(2)② I R 滞在日程内	後背圏単価(1) I R 滞在日程外	
訪日外国人旅行者	57,295	27,988	98,406 183,689
国内旅行者（宿泊）	32,559	12,663	27,512 72,734
国内旅行者（日帰り）	19,497	0	12,054 31,551

【第10期】

图表5

图表8

(単位：円)

I R 区域 内単価③	後背圏（I R 区域外）単価		合計
	後背圏単価(2)② I R 滞在日程内	後背圏単価(1) I R 滞在日程外	
訪日外国人旅行者	57,597	28,041	98,273 183,911
国内旅行者（宿泊）	32,624	12,663	27,512 72,799
国内旅行者（日帰り）	19,491	0	12,054 31,545

※端数処理のため、上記合計は各項目の合計と異なることがある。

＜事務局補足＞

183,689円 × 597万人 = 1兆967億2,333万円

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

- ……うち純増分は約〇〇円と推察されることを踏まえれば、目標達成への一定の貢献は見込まれる計画であると考えられるが、他の計画部分での説明内容等との整合性については要留意。【論点①】

＜質問回答 抜粋＞

問 2030年度に大阪IRを来訪する訪日外国人旅行者約597万人の内、大阪IRがなくても来訪されたとされる人数を除いた純増分は約237万人と想定されているが、純増分による旅行消費額が記載されていないことから、新たに喚起された消費額について、内容を確認したい。

- 大阪IRを来訪する訪日外国人旅行者の旅行消費単価は126,394円（IR滞在日程内：27,988円、IR滞在日程外：98,406円）（解説-評価18-2「地域経済への効果、2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献についての解説資料」p.15を参照ください。）と推計しています。これに、大阪IRの開業により、新たに近畿地域を来訪すると想定する純増分の237万人を乗じた約2,996億円となります。

＜事務局補足＞

回答にある訪日外国人旅行者の旅行消費単価126,394円は、IR区域の後背圏における消費単価（開業2年目）であると推察される。IR区域内での消費単価57,295円（開業2年目）が別途算出されているため、これと合算した183,689円を消費単価とし、純増分の237万人を乗じた約4,353億円が新たに喚起される消費額だと考えられる。

⇒【論点①】旅行消費額のうち純増分の額について、政府の観光戦略の目標達成への貢献の評価に当たり、どのように着目すべきか。

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

- 当該旅行消費額の推計方法に関しては、観光統計をベースとした推計となっており、現段階で得られる情報の範囲において推計方法に一定の妥当性はあるが、……

<区域整備計画 抜粋(p.130)>

旅行消費額の計算方法

- IR施設への来場者の内訳については、事業計画により算定した。
- 消費単価の設定については、以下の統計に基づいて設定した。なお、訪日外国人旅行者の消費単価については、IR施設(カジノ)への国別の来場者数の構成割合に基づいて算定した。
 - 訪日外国人旅行者:「訪日外国人消費動向調査 2019年 年間値の推計 ※確報値」(国土交通省観光庁)
 - 国内旅行者:「旅行・観光消費動向調査(2019年1~12月期確報)」(国土交通省観光庁)
- IR施設内の消費単価については、観光統計上の観光客種別ごとの消費傾向を踏まえた上で、事業計画上想定している売上や利用者の構成から、観光客種別ごとに利用者単価を算出し、来訪者数で除すことにより推計した。来訪者がIR区域に滞在している間に支出する金額については、IR区域への来訪者数に、IR区域内に滞在している間に支出する一人あたり消費額を乗じて算出した。

<解説資料>

IR区域内での旅行消費額の算出

	(i)一人当たり消費額(円) ※前ページのIR区域内単価③			(ii)旅行者数(万人)			(iii)旅行消費額(億円)(=(i)×(ii))		
	第8期	第9期	第10期	第8期	第9期	第10期	第8期	第9期	第10期
訪日外国人旅行者	56,970	57,295	57,597	241	597	629	1,375	3,419	3,623
国内旅行者(宿泊)	32,374	32,559	32,624	107	265	279	346	862	910
国内旅行者(日帰り)	19,461	19,497	19,491	414	1,024	1,079	806	1,996	2,104

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

- ・ ……IRの来訪者の属性(国籍、富裕層など)を踏まえると、開業に向けては観光統計に基づく推計ではなく、娯楽費部分の消費額計上の適切な深掘りや決済情報の活用、アンケートによる訪問履歴の把握等により来訪者像(プロファイル)をよく踏まえた消費動向の把握に努め、政府目標への貢献を一層検証できるようIRであることを踏まえた固有の推計による精緻化を進めることが必要と考えられる。【論点②】

<質問回答 抜粋>

問 現時点では各種統計に基づき推計することにより、IR区域を来訪する訪日外国人旅行者によるIR区域内外での消費単価や内訳を推計しているが、今後どのように調査・モニタリングをし、実際のIR区域を来訪する訪日外国人旅行者に係るこれらの実績を把握していく予定なのか、現時点の考え方を確認したい。特に、富裕層の消費については、現行の訪日外国人消費動向調査では把握が難しいため、実態把握をどのように行うのかを確認しておきたい。

- ・ IR区域内への来訪者の各IR施設における消費動向については、IR事業者において、外国人旅行者、国内旅行者を問わず把握が可能です。また、外国人旅行者のみの全数データの把握は困難なもの、クレジットカード会社等との連携により、一定数については、外国人旅行者と国内旅行者の区分けを図ることが可能と考えています。
- ・ IR区域外の旅行者の消費動向については、IR事業者での把握は不可能ですが、ITベンダー・コンサルティング会社等へのヒアリングによると、ICTを活用したサービスや技術等を活用したサンプル調査等により推計すること等が考えられます。
- ・

⇒【論点②】開業に向けては観光統計に基づく推計ではなく、娯楽費部分の消費額計上の適切な深掘りや決済情報の活用、アンケートによる訪問履歴の把握等により来訪者像(プロファイル)をよく踏まえた消費動向の把握に努め、政府目標への貢献を一層検証できるようIRであることを踏まえた固有の推計による精緻化を進めることを求める形としてはどうか。

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

<参考>

- IR区域を来訪する旅行者による旅行消費額を最大化するための取組として、MGM及びオリックスが保有する顧客基盤と富裕層ホスピタリティ・ノウハウの活用など実践に基づく取組が見受けられる。

<区域整備計画 抜粋 (p.133~134)>

3. IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額を最大化し、設定した目標を達成するための具体的な取組の内容

(1)ハイクオリティな施設やコンテンツの創出と都市魅力の向上

- 高品質の宿泊施設、比類ないエンターテイメント、上質な飲食施設、スポーツイベント等の魅力的なコンテンツの誘致・創出によって、観光資源の幅と厚みを増し、消費単価の高いビジネス旅行者、MICE来訪者及び富裕層を中心に、新たな訪日外国人旅行者の誘客を図る。
- 地域のDMO等の観光関係者と連携し、新たな観光ルートや観光資源の発掘・磨き上げを行うことで、都市の魅力・ブランド力を向上させ、訪日外国人旅行者の誘致強化、滞在の長期化、周遊及び消費を促進する。

(2)MGM及びオリックスが保有する顧客基盤と富裕層ホスピタリティ・ノウハウの活用

- MGMの膨大な顧客ネットワーク、世界のVIP及び富裕層の信頼を獲得してきたホスピタリティ・ノウハウを活用し、欧米、アジアのVIP及び富裕層の誘致をめざす。
- MGMのロイヤルティプログラム、世界各地の支店や独立エージェントが有する富裕層ネットワークを活用したマーケティングにより、幅広い富裕層に訴求する。

(3) MICEによるビジネスコミュニティへの訴求最大化

- MGMのMICEセールス・チーム、グローバル・セールス・オフィス(GSO)、グローバルのMICE関連事業者とのパートナーシップ及び国内PCOとのMICE誘致体制により、滞在期間が長く、かつ一人あたり消費額が大きい傾向のあるMICE・ビジネス目的の来訪者を誘致する。

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

- なお、2030年の政府の観光戦略の目標達成に貢献するためには、2030年までのIR開業が求められるところ、大阪IRの開業時期「2029年秋～冬頃」については、工程が最も早く進捗した場合の想定とされており、工事環境等によっては、開業時期が1～3年程度後ろ倒しになる可能性の記述が見受けられたことは、評価上、要留意。【論点③】

<区域整備計画 抜粋 (p.140)>

② IR事業の工程

- IR事業の工程は、下表のとおり想定している。
- 大阪府・市及びIR事業者は、世界最高水準のIR及び早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、2029年秋～冬頃の早期開業をめざし公民連携して取り組む。

【図表8：IR事業の工程（想定）】

時期	区域整備計画上の事業年度	工程（想定）
2022年秋頃～	1年目	区域整備計画の認定※1 行政手続き・調査・準備工事の着手※2
2023年春～夏頃	2年目	工事の発注及び着手※3
2029年夏～秋頃 <u>2029年秋～冬頃</u>	7～8年目	工事の完了※3 IR施設の開業※3
～2032年秋頃	10年目	設置運営事業の実施

※1 国土交通大臣による区域整備計画の認定の時期は推測（区域整備計画の認定の時期によって、IR事業にかかる他の工程は変動する。）

※2 区域整備計画の認定後の実施工程のみを示す。

※3 工程が最も早く進捗した場合の想定。なお、新型コロナウイルス感染症の収束状況、IR事業の税制上の取扱い及びカジノ管理規制の整備状況、夢洲特有の地盤性状への対応状況、工事環境等によっては、IR事業の工程は1～3年程度後ろ倒しとなる可能性がある。

⇒【論点③】開業時期が後ろ倒しになる可能性について計画で言及されており、2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献がなくなる可能性もあることをどのように評価すべきか。

評価基準18

評価基準18 地域経済への効果

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
18. 地域経済への効果 (50点)	IR区域への来訪による旅行消費額の増加額や伸び率、地域における雇用創出、IR施設の開業までの初期投資など、地域経済への効果が大きく見込まれることが求められる。また、このような地域経済への効果は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。	①IR施設に対する投資の金額の見込み ②IR区域への来訪者による旅行消費額(経済波及効果含む) ③IR施設において雇用する従業員の数の見込み ④その他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的・社会的効果 ⑤各事項に関する推計方法	なし	<ul style="list-style-type: none"> 以下①～③について、シンガポールIRや同種事例を参考にしつつ、地域経済への効果に関して十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ①IR施設に対する投資の金額の見込み ②IR区域への来訪者による旅行消費額(経済波及効果含む) ③IR施設において雇用する従業員の数の見込み 評価に当たっては、各項目の推計方法の妥当性を確認しつつ、IR区域への来訪者による旅行消費額の伸び率や、効果を最大化するための取組の内容にも留意するものとする。

評価基準18 地域経済への効果

＜認識整理＞ ※下線は特に御議論いただきたい箇所

(運営段階の経済波及効果に関しては別途後日取り扱う)

- ・ 建設段階においては、建設関連投資約7,871億円をはじめ、IR開業までの初期投資額はシンガポールIRを超える約1兆800億円となっており、自ずとその投資規模の大きさから、経済波及効果約1兆5,800億円、雇用創出効果は約11.6万人と地域経済への効果が相応は見込まれる計画となっている。【論点①】
- ・ 地域経済への波及効果を増進させる取組として、大阪IRが導入する会員ポイントプログラムを活用した来訪者の地域への送客や周遊促進、地元企業との持続的な調達取引、質の高い雇用機会の提供と人材基盤強化といった取組の検討が見受けられる。なお、これらの施策による具体的な効果は見積もられていない。

評価基準18 地域経済への効果

- 建設段階においては、建設関連投資約7,871億円をはじめ、IR開業までの初期投資額はシンガポールIRを超える約1兆800億円となっており、自ずとその投資規模の大きさから、経済波及効果約1兆5,800億円、雇用創出効果は約11.6万人と地域経済への効果が相応は見込まれる計画となっている。【論点①】

<区域整備計画 抜粋(p.126)>

IR施設の投資金額の見込み

(単位：億円)

項目名	初期投資額 (消費税抜)
<u>1. 建設関連投資</u>	<u>7,871</u>
(1) 建築物整備費	6,530
①建築工事費	5,703
カジノ施設	424
1号：国際会議場施設	235
2号：展示等施設	220
3号：魅力増進施設	94
4号：送客施設	9
5号：宿泊施設	1,947
6号：来訪及び滞在寄与施設	2,775
②建築関連費用	827
(2) その他建築関連投資	1,341
2. その他初期投資額	2,957
初期投資総額 (=1. + 2.)	<u>10,828</u>

【参考：シンガポールIRの初期投資額】

・マリーナベイサンズ：約4,870億円

・リゾートワールドセントーサ：約5,220億円

評価基準18 地域経済への効果

IR施設全体に対する投資による経済波及効果

(単位：億円)

建設フェーズ	直接効果	1次波及効果	2次波及効果	波及効果合計
IR施設（建設）	8,061	3,796	2,379	14,237
IR施設（開業準備）	994	416	244	1,655
合計	9,055	4,212	2,624	15,892

経済波及効果の推計方法

- 「平成17年近畿地域産業連関表」(経済産業省近畿経済産業局)を用いて推計した。
- IR施設（建設）は、IR施設の建設において発生する需要。事業計画において設定した建設費等をベースに推計した。
- IR施設（開業準備）は、IR施設の開業準備において発生する需要。事業計画において設定した開業前人件費、什器購入費等をベースに推計した。

建設フェーズにおける雇用創出効果

(単位：人)

建設フェーズ	直接効果	1次波及効果	2次波及効果	波及効果合計
IR施設（建設）	66,006	21,528	16,400	103,933
IR施設（開業準備等）	7,885	2,900	1,699	12,483
合計	73,891	24,428	18,099	116,416

雇用創出効果の推計方法

- 「平成17年(2005年)産業連関表」(総務省)の雇用表と同一の比率で雇用されていると仮定して推計した。

⇒【論点①】初期投資額が1兆円を超える規模となっているがゆえに、建設・開業準備における経済波及効果及び雇用創出効果も見込まれる計画となっている。シンガポールIRと比較しても投資額が大きいことは評価でき、それに伴う経済波及効果及び雇用創出効果についても、一定の評価を与えることとしてはどうか。

評価基準18 地域経済への効果

- 地域経済への波及効果を増進させる取組として、大阪IRが導入する会員ポイントプログラムを活用した来訪者の地域への送客や周遊促進、地元企業との持続的な調達取引、質の高い雇用機会の提供と人材基盤強化といった取組の検討が見受けられる。なお、これらの施策による具体的な効果は見積もられていない。

<区域整備計画 抜粋(p.131)>

- (2) 大阪・関西の観光・経済・社会・文化の持続的発展に寄与し、地域経済への効果を持続的に波及させるための取組み
- MICE施設へのイノベーション促進施設の設置
 - IRを活用したイノベーションの創出支援
 - 中小企業・スタートアップ企業の支援
 - 地元調達、地域資源の発掘及び地域ブランディングの向上
 - 地元產品の調達: 大阪IRによる継続的な調達を通じて、地元企業と持続的な取引を行い、その発展に寄与する。調達先の選定においては、地域の金融機関や経済団体等と連携し、地元企業から積極的な調達を行う。
 - 地域資源の発掘: 工芸をはじめとする伝統産業をテーマとした魅力増進施設(関西ジャパンハウス)を設置し、大阪・関西、日本の伝統工芸を発信し、伝統産業の振興・発展に寄与する。
 - 地域ブランディングの向上: ジャパン・フードパビリオンにおける大阪・関西の豊かな食文化の紹介、消費促進及び産業団体や人材育成機関との連携を通じて、「食」に関わるツーリズム及び人材育成に取り組み、地域の食産業のブランド向上及び持続的な発展への貢献を図る。
 - 大阪・関西、広域への送客強化と地域での消費喚起
大阪IRが導入する会員ポイントプログラムの活用等、効率的なマーケティングを行い、IR区域への来訪者の地域への送客や周遊促進を図るとともに、IR区域の後背圏の地域における消費促進寄与に取り組む。

評価基準18 地域経済への効果

<質問回答>

- IR区域の後背圏に見込まれる経済的社会的効果についての代表的な指標としては、地元調達額および雇用従業員数が挙げられ、地元調達の見込み額については評価基準18「図表10：産業分類別の地元調達額」に、雇用する従業員数については評価基準18「③IR施設において雇用する従業員の数の見込み」に示しているところです。
- この点、IR事業者が取り組む、大阪IRの設置による効果を地域経済に波及させる取組みのうち、中小企業の支援や**質の高い雇用機会の提供**、地域社会と連携した地域経済振興等による効果は、これらの指標に対して正の影響がもたらされるものと考えます。
- 加えて、IR事業者は、スタートアップ企業の支援、IRを活用したイノベーションの創出支援などの取組みを含め、大阪・関西の観光・経済・社会・文化の持続的発展に寄与することを企図した取組みを行います。これらの取組みに関する短期的、あるいは直接的な効果を定量的に把握することは容易ではありませんが、大阪府・市や経済団体等と連携し、定量的な目標を定めていくことについても今後検討していきます。
- 例えば、大阪府「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「世界に伍するスタートアップ・エコシステム構築事業」のような行政施策におけるKPI(令和5年3月末時点55社)もベンチマークとしながら、これらの施策との相乗効果の創出をめざすことが考えられます。

評価基準20

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク				
20. IR事業者等の事業遂行能力 (50点)	IR事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力を有すると認められるとともに、構成員の間での役割分担と連携が適切に行われることが求められる。	<p>①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制</p> <p>②IR事業の工程</p>	なし	<p>・方針について、以下①、②で例示する観点など、IR事業者及びその構成員の事業遂行能力や、構成員間の役割分担及び連携に関して十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。</p> <p>・評価に当たっては、シンガポールIRの事例を参考にしつつ、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。</p> <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1"> <tr> <td>①IR事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力を有する</td> <td>②構成員の間での役割分担と連携が適切に行われる</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・整備、運営等の各分野において、各施設と同等の規模に係る実績がある ・確実に事業を遂行するための工夫がみられる (特に運営段階) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・IR事業者において、迅速な意思決定が可能な体制となっている ・構成員の間の連携を行うための工夫がみられる </td> </tr> </table>	①IR事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力を有する	②構成員の間での役割分担と連携が適切に行われる	<ul style="list-style-type: none"> ・整備、運営等の各分野において、各施設と同等の規模に係る実績がある ・確実に事業を遂行するための工夫がみられる (特に運営段階) 	<ul style="list-style-type: none"> ・IR事業者において、迅速な意思決定が可能な体制となっている ・構成員の間の連携を行うための工夫がみられる
①IR事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力を有する	②構成員の間での役割分担と連携が適切に行われる							
<ul style="list-style-type: none"> ・整備、運営等の各分野において、各施設と同等の規模に係る実績がある ・確実に事業を遂行するための工夫がみられる (特に運営段階) 	<ul style="list-style-type: none"> ・IR事業者において、迅速な意思決定が可能な体制となっている ・構成員の間の連携を行うための工夫がみられる 							

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

<認識整理> ※下線は特に御議論いただきたい箇所

- IR事業者について、海外において開業・運営実績のあるMGMリゾーツが出資する日本MGMと国内において宿泊施設や劇場などの集客施設等の開発・運営実績のあるオリックスが中核株主となり、日本MGMがIRの運営経験、オリックスが日本でのビジネス適合という点で補完し合う関係を構築している。その上で、両社からIR事業者への役職員の出向や少数株主が各段階において専門的な知見を提供する体制を構築していることから、IR事業者が、業務を確実に遂行できる能力を相応有していることがうかがえる。
- 日本MGMとオリックスの出資比率が同等であり、代表取締役も両社から選任されているが、IR事業に係る日常の業務運営は日本MGMから選任される社長CEOに権限が委譲されていることに加え、意思決定が困難となり合意に至らない事態が生じた場合でも、両社の役員からなる委員会で議論を行うその他の合議体により議論を行って解決を図る措置など、迅速な意思決定のための体制の構築が一応見受けられるが、今後の事業実施過程における災害・火災・テロなどの緊急時その他不測の事態への対応など迅速かつ確実な態勢が求められる。
- 特に準備段階においては、大阪府・市がIR整備の工程上重要な役割を担うが、大阪市が進める土壌対策など課題が顕在化している現在の状況に鑑みれば、工期等の遅れが生じた場合の対応など、大阪府・市との連携に関しては、後発事由で発生の所要費用の分担を含め、IR事業者として構成員間及び大阪府・市と円滑な意思疎通・合意形成の下、着実な対応が求められる。【論点①】
- 加えて、2030年の政府の観光戦略の目標達成に貢献(評価基準19)するためには、2030年までのIR開業が求められるところ、開業時期「2029年秋～冬頃」については、工程が最も早く進捗した場合の想定とされており、開業時期が1～3年程度後ろ倒しになる可能性の記述が見受けられたことは、本項目の評価に当たり、留意する点である。

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

<認識整理> ※下線は特に御議論いただきたい箇所

- ・持続的な事業運営を行っていく上で、人材育成と雇用は重要であるところ、MGM・オリックスや専門的知識を有する協力企業からの出向者による人材の確保に加え、カジノ業務ではMGMが有するディーラーの技術訓練のためのカリキュラムを活用した教育プログラムの実施など、事業者のノウハウを活かした検討が行われていることがうかがえる。その人材の確保が確実なものとなるよう、関係者間での連携が期待される。

<参考>

下掲する日本MGMのCEOエドワード・バウワーズ氏の発言は、開業までのIR事業者と大阪府・市との関係性を見る上で、ある程度注目される発言ではないか。

<大阪市 令和4年3月定例会常任委員会(都市経済・通常予算) 会議録抜粋>

○エドワード・バウワーズ氏回答

- ・大阪府市として、一般的な自然地盤の沈下対策は、事業者負担という契約を想定されているものと理解しており、その点について現時点で事業者において異なる意見はありません。
- ・沈下リスクについては、ボーリング調査、沈下計測など、現在も地盤調査を継続しているところです。それらを踏まえ、専門家の知見も活用しながら、安全・安心を確保した開発のために必要な対応を最終確定していきます。
- ・他方、**IR事業用地は、現在も沈下が継続しており、長期的にも特有の地盤沈下が見込まれているところです。そして、長期的な地盤沈下予測に必要な過去の沈下計測データが不足していること、また夢洲の埋立て工事は必ずしも将来的な開発を考慮し、実施されているわけではないなどの理由から、沈下予測は非常に複雑で、慎重な検証、検討、対応が必要となります。今後の調査、検討の結果により、課題が出てきた場合には、対応を見極める必要があります。**

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

- IR事業者について、海外において開業・運営実績のあるMGMリゾーツが出資する日本MGMと国内において宿泊施設、MICE施設や劇場などの集客施設等の開発・運営実績のあるオリックスが中核株主となり、日本MGMがIRの運営経験、オリックスが日本でのビジネス適合という点で補完し合う関係を構築している。.....

<区域整備計画 抜粋 (p.135)>

①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制

1. IR事業者の構成員

IR事業者の構成員は、中核株主となる合同会社日本MGMリゾーツ及びオリックス株式会社並びに関西の地元企業を中心とする少数株主20社から構成される。

【図表1：IR事業者の構成員】

区分	構成員	議決権割合
中核株主	合同会社日本MGMリゾーツ	約40%
	オリックス株式会社	約40%
少数株主	関西の地元企業を中心とする少数株主 ^{*1} 岩谷産業株式会社、大阪瓦斯株式会社、株式会社大林組、関西電力株式会社、近鉄グループホールディングス株式会社、京阪ホールディングス株式会社、サントリーホールディングス株式会社、株式会社JTB、ダイキン工業株式会社、大成建設株式会社、大和ハウス工業株式会社、株式会社竹中工務店、南海電気鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社、パナソニックホールディングス株式会社、丸一鋼管株式会社、三菱電機株式会社、レンゴー株式会社	約20% ^{*2}

*1 少数株主の持ち分については、少数株主全体の議決権割合（20%）の範囲内で変動することがある。

*2 各少数株主の議決権割合は5%未満であり、認可主要株主には該当しない。

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

<区域整備計画 抜粋 (p.138~139)>

①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制

5. IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者

(1)主要株主等基準値以上の数の議決権の保有者

- 合同会社日本MGMリゾーツ及びオリックスは、IR事業者の中核株主として同じ議決権割合を保有し、同額を出資する。
- MGM及びオリックスは各自が有する既存事業の知見・ノウハウを活かして、大阪IRの整備・運営・維持管理等に参画するとともに、IR事業者への役職員の派遣・出向や、IR事業者と締結するデベロップメントマネジメントやテクニカルサービスに係る契約等に基づき、IR事業者を継続的に支援する。
- 米国及びマカオでのIR施設の運営実績、複数の管轄区域におけるカジノ施設の運営に基づく知見とノウハウを持ち、世界的にも広くそのブランドが認知されているMGM、関西に基盤を置いて関西企業との広範かつ強固な関係を持ち、国内での宿泊施設、球場や劇場などの集客施設、その他不動産の豊富な開発・運営実績を有するオリックスが、相互に補完し合って事業を進める。

(2)合同会社日本MGMリゾーツ

事業実績	<ul style="list-style-type: none">MGMリゾーツ・インターナショナルは、世界最大のMICEデスティネーションであるラスベガスにおける最大のMICEオペレーターであり、年間宿泊需要約190万室を創出、世界各地で年間9,000以上のショー・イベントを開催。30年以上の歴史を有し、世界35ヶ所でエンターテイメント施設を運営MGMリゾーツ・インターナショナルは、ラスベガスにおいて、大規模MICE施設を複数運営しており、中でもMandalay Bay（マンダレイ・ベイ）はラスベガス最大級の規模を有し、北米最大級のコンベンションセンターを配備
------	--

(3)オリックス株式会社

事業実績	<ul style="list-style-type: none">ホテル、温泉旅館、MICE施設等の開発・運営実績関西3空港運営やグランフロント大阪（うめきた1期・2期）開発・運営といった官民連携事業の実績
------	---

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

- ・ ……その上で、両社からIR事業者への役職員の出向や少数株主が各段階において専門的な知見を提供する体制を構築していることから、IR事業者が、業務を確実に遂行できる能力を相応有していることがうかがえる。

<区域整備計画 抜粋 (p.135)>

①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制

2. IR事業の実施体制

(1)基本的な考え方

- ・ IR事業者は、設置運営事業者として責任を持って全てのIR事業を実施するとともに、組織体制、協力企業及び担当人員の配置を含め、事業期間を通じて、IR事業を円滑かつ確実に実施する上で十分な実績・ノウハウ・運営能力を備えた適切な事業実施体制等を構築する。
- ・ **合同会社日本MGMリゾーツ及びオリックスは、中核株主として、IR事業者の取締役及び役職員を派遣し、取締役会を通じてIR事業者の経営に参画する。また、設計・建設から運営に至る全ての段階で、2社が有する専門人材による支援体制を構築する。**
- ・ 関西の地元企業を中心とした少数株主及び協力企業は、各社の専門性を活かしてIR施設の整備・運営・維持管理等の事業実施を支援する。

<区域整備計画 抜粋 (p.138)>

①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制

5. IR事業者的主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者

(1)主要株主等基準値以上の数の議決権の保有者

- ・ **合同会社日本MGMリゾーツ及びオリックスは、IR事業者の中核株主として同じ議決権割合を保有し、同額を出資する。**
- ・ **MGM及びオリックスは各自が有する既存事業の知見・ノウハウを活かして、大阪IRの整備・運営・維持管理等に参画するとともに、IR事業者への役職員の派遣・出向や、IR事業者と締結するデベロップメントマネジメントやテクニカルサービスに係る契約等に基づき、IR事業者を継続的に支援する。**

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

- 日本MGMとオリックスの出資比率が同等であり、代表取締役も両社から選任されているが、IR事業に係る日常の業務運営は日本MGMから選任される社長CEOに権限が委譲されていることに加え、意思決定が困難となり合意に至らない事態が生じた場合でも、両社の役員からなる委員会で議論を行うよう他の合議体により解決を図る措置など、迅速な意思決定のための体制の構築が一応見受けられるが、今後の事業実施過程における災害・火災・テロなどの緊急時その他不測の事態への対応など迅速かつ確実な態勢が求められる。

<区域整備計画 抜粋 (p.135)>

①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制

2. IR事業の実施体制

(1) 基本的な考え方

- 合同会社日本MGMリゾーツ及びオリックスは、中核株主として、IR事業者の取締役及び役職員を派遣し、取締役会を通じてIR事業者の経営に参画する。また、設計・建設から運営に至る全ての段階で、2社が有する専門人材による支援体制を構築する。

<区域整備計画 抜粋 (p.137)>

5. IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者

(1) 主要株主等基準値以上の数の議決権の保有者

- 合同会社日本MGMリゾーツ及びオリックスは、IR事業者の中核株主として同じ議決権割合を保有し、同額を出資する。

【図表5：主要株主等基準値以上の数の議決権の保有者】

主要株主等基準値以上の数の議決権の保有者	議決権割合	出資金額
合同会社日本MGMリゾーツ	約40%	約2,120億円
オリックス株式会社	約40%	約2,120億円

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

<質問回答 抜粋(7月22日提出)>

- ・ 日本MGMリゾーツ(以下、「日本MGM」とオリックスが同額を出資し、双方がIR事業者の代表取締役を選任することによって迅速な意思決定に支障が生ずる事態は発生しづらいものと考えています。
- ・ 区域認定以降、会長と社長CEOは、共同で意思決定することによって、IR事業全体の運営を統括することを原則としますが、スムーズなIR事業運営を実現することとしており、迅速な意思決定に支障が生じない体制を予定しています。
- ・ もとより、日本MGMとオリックスそれぞれが有する経験やノウハウを最大限に活用して効率的なIR事業運営を行うため、会長と社長CEOは予定しています。
- ・ しかしながら、それでも意思決定が困難となり、合意に至らない事態(いわゆるデッドロック)の解消の仕組みを、日本MGM・オリックス両社合意により、予め定めています。行って解決を図ることとしています。さらに、を行うこととしています。
- ・ 一方、デッドロックが継続している間に事業活動に支障を生じさせないため、といった事態を回避するために合理的に必要かつ適切と考える措置(保全措置)を執ることができることとしています。
- ・ 50:50ですけれども、その辺りはわれわれとしては心配していないと思っております。

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

- 特に準備段階においては、大阪府・市がIR整備の工程上重要な役割を担うが、大阪市が進める土壌対策など課題が顕在化している現在の状況に鑑みれば、工期等の遅れが生じた場合の対応など、大阪府・市との連携に関しては、後発事由で発生の所要費用の分担を含め、IR事業者として構成員間及び大阪府・市と円滑な意思疎通・合意形成の下、着実な対応が求められる。【論点①】

<区域整備計画 抜粋 (p.136)>

①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制

2. IR事業の実施体制

(3)開業準備の実施体制

- IR施設の開業準備(各IR施設の運営準備、人材開発、マーケティング、調達等)については、合同会社日本MGMリゾーツ及びオリックスとの間でデベロップメントマネジメントに係る契約を締結し、MGM及びオリックスが有するIR事業及びIR施設を構成する各種施設の開業準備や運営に経験と知見を持つ人材を活用し、その技術的な支援を受けながら実施する。
- また、大阪府・市、国(国土交通省観光庁及びカジノ管理委員会を含む。)等の関係者に対応する専門窓口を配置し、関係者との緊密な連携・調整体制の構築を図る。

<区域整備計画 抜粋 (p.140)>

②IR事業の工程

- 大阪府・市及びIR事業者は、世界最高水準のIR及び早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、2029年秋～冬頃の早期開業をめざし公民連携して取り組む。

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

<プレゼンテーション回答 抜粋>

回答(IR事業者:オリックス)

- それから、府市様との関係ですが、これは官民連携事業でございますので、しっかり連携してやっていくと府市さんの方からもコメントあるかもしれませんが、

今日は完全に民設でございますので、土地はお借りしていますが、

建てる建物も、それから雇う従業員も全て民間の方でやって行くということで、オペレーションに関連して来られるということはあまり想定していないわけですが、一方で監督をいただいておりますし、それから地域で繁栄していくということは共通のゴールでございますので、そのいろいろなサポートなり、ご指導をいただいていくことで密接に連携していくというふうに、これはカジノ委員会さんも同様ですけれども、そんなふうに思っております。

回答(大阪府市)

- 大阪府市の方といたしましても、当然これは運営面の段階におきましては、整備法等でモニタリングのスキームというのが定められてございますので、そういったものを通じて、この民設民営事業の運営が適切になされているかということについては、しっかりコントロールしてまいりたいと思っております。
- また、その上でやはりこの地域とどういうふうに取り込んでいくか。地域といかに連携していくかということも大切でございますので、そういった観点では私どももしっかり大阪IR株式会社とタッグを組んで、大阪の成長のために、どういうふうに展開していくかということについてはしっかりコミュニケーションを取って、パートナーとして進めてまいりたいと、このように考えております。どうもありがとうございました。

⇒【論点①】事業実施過程での迅速な意思決定の体制構築に関する事例として、特に準備段階においては、大阪府・市がIR整備の工程上重要な役割を担うが、大阪市が進める土壌対策など課題が顕在化している現在の状況に鑑みれば、工期等の遅れが生じた場合の対応など、大阪府・市との連携に関しては、後発事由で発生の所要費用の分担を含め、IR事業者として構成員間及び大阪府・市と円滑な意思疎通・合意形成の下、着実な対応が求められる旨言及してはどうか。

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

- 加えて、2030年の政府の観光戦略の目標達成に貢献(評価基準19)するためには、2030年までのIR開業が求められるところ、開業時期「2029年秋～冬頃」については、工程が最も早く進捗した場合の想定とされており、開業時期が1～3年程度後ろ倒しになる可能性の記述が見受けられたことは、本項目の評価に当たり、留意する点である。

<区域整備計画 抜粋 (p.62)>

② IR事業の工程

- IR事業の工程は、下表のとおり想定している。
- 大阪府・市及びIR事業者は、世界最高水準のIR及び早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、2029年秋～冬頃の早期開業をめざし公民連携して取り組む。

【図表8：IR事業の工程（想定）】

時期	区域整備計画上の事業年度	工程（想定）
2022年秋頃～	1年目	区域整備計画の認定※1 行政手続き・調査・準備工事の着手※2
2023年春～夏頃	2年目	工事の発注及び着手※3
2029年夏～秋頃 2029年秋～冬頃	7～8年目	工事の完了※3 IR施設の開業※3
～2032年秋頃	10年目	設置運営事業の実施

※1 国土交通大臣による区域整備計画の認定の時期は推測（区域整備計画の認定の時期によって、IR事業にかかる他の工程は変動する。）

※2 区域整備計画の認定後の実施工程のみを示す。

※3 工程が最も早く進捗した場合の想定。なお、新型コロナウイルス感染症の収束状況、IR事業の税制上の取扱い及びカジノ管理規制の整備状況、夢洲特有の地盤性状への対応状況、工事環境等によっては、IR事業の工程は1～3年程度後ろ倒しとなる可能性がある。

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

- 持続的な事業運営を行っていく上で、人材育成と雇用は重要であるところ、MGM・オリックスや専門的知識を有する協力企業からの出向者による人材の確保に加え、カジノ業務ではMGMが有するディーラーの技術訓練のためのカリキュラムを活用した教育プログラムの実施など、事業者のノウハウを活かした検討が行われていることがうかがえる。その人材の確保が確実なものとなるよう、関係者間での連携が期待される。

<区域整備計画 抜粋 (p.137)>

①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制

4. IR事業者の従業員

- IR事業者は、大阪IR全体の包括的な雇用計画を策定し、IR開業までに計画的に従業員の雇用を行うとともに、専門的な知見を有する従業員を戦略的に雇用する。
- MGM及びオリックスや協力企業各社からの出向者に加えて、日本国内外における業務経験者の採用に取り組み、業務に関する知識及び経験を有する従業員を確保する。日本において新しい職種となるカジノ業務については、教育機関等との連携を通じて、人材の確保及び育成に取り組む。また、雇用する従業員の経験や職種等に合わせて、必要十分な研修期間を設けることで、人員体制を構築する。
- 実地研修を含む、継続的な研修・トレーニング等を計画的に行うことで、IR業務の高度な専門性を必要とする分野を担う人材を育成する。
- MGM及びオリックスの従業員は、IRの設計・建設、開業準備及び運営・維持管理等に関する多くの経験と専門的知見を有しており、合同会社日本MGMリゾーツ及びオリックスは、中核株主としてIR事業者への出資を行うとともに、従業員の派遣、デベロップメントマネジメント、テクニカルサービス等に係る契約の締結により、これら従業員の知見を活用して、整備・運営・維持管理等について継続的にIR事業者を支援する。

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

＜質問回答 抜粋（7月22日提出）＞

＜雇用計画＞

- ・ 多様かつ大規模な人材の雇用及び育成に、長期目線で計画的に取り組みます。大阪IRでは、200以上の様々な職種で雇用を行いますが、一定割合の未経験者・未就労者の雇用も想定し、属性に応じた採用戦略・受入環境を整備します。
- ・ 雇用においては、採用活動拠点として「キャリアセンター」を開設し、情報提供や就職支援を行うとともに、行政機関や教育機関との連携、大規模採用イベントの開催等により、未経験者層を含めて採用していきます。
- ・ 短期的には、MGM・オリックスからIR事業者への従業員出向、経験者の雇用、関西企業を中心とした多様な協力企業からの支援等によって、IR事業の安定的な実施の確保を図ります。そして、中長期的にはIR事業者で雇用・育成した人材を中心に自立した運営をめざします。
- ・ なお、MGMはMGM National HarborやMGM SpringfieldでのIR施設開発・開業においても、キャリアセンターを設置し、そこを拠点に大規模な雇用を確保しました。この経験を基に、日本市場のニーズや要望に合わせたキャリアセンターの導入を想定しています。

＜人材育成＞

- ・ 未経験者からグローバルで高度な人材まで、幅広い人材を育成できる研修体制を構築し、能力や志向に合わせた研修を提供することで成長を促し、質の高いキャリアを長期的に形成できるように支援します。
- ・ 研修については、入社前・入社時・入社後のステージに合わせて、多様かつ継続的な研修を提供します。例えば、入社時には全ての従業員を対象とした基礎研修や基礎スキルの習得、責任あるゲーミングに関する研修等、入社後は従業員の能力やポジション等に応じた定期的な研修を実施します。
- ・ 中長期的には、MGMが運営しているIR施設の学習プログラムをモデルとした研修プログラムの開発やインターンシッププログラム等を検討することにより、継続的に人材育成を行う体制を強化し、質の高いキャリア形成を支援するとともに、グローバルで高度な観光人材の育成をめざしていきます。

評価基準20 IR事業者等の事業遂行能力

＜質問回答 抜粋（7月22日提出）＞

＜部門ごとの雇用・育成＞

- ・ 前述の短期的及び中長期的な人材雇用・育成の方針については、IR事業者の各部門に共通するものですが、特に、宿泊施設部門やカジノ部門においては、業務の特性に応じて以下の方策を検討しています。

宿泊施設部門

- ・ 接客力や語学力が求められる宿泊施設では、新規学卒者に加え、海外人材や外国人学生を採用ターゲットとともに、ホテルや飲食サービス業の経験を持つ離職者や不本意非正規雇用労働者の雇用を促進します。
- ・ また、宿泊施設の従業員に対して、宿泊施設部門内でのキャリアアップのほか、他部門へのチャレンジなどのキャリアパスも検討し、中長期的に多様な人材を呼び込み、成長できる環境を整備します。

カジノ部門

- ・ カジノディーラーについては、日本で初の高度な専門職となるため、早期段階からディーラースクールと連携して人材の確保と教育プログラムの強化に取り組みます。
- ・ なお、MGMでは人材を確保する取組みとして、ディーラースクールへ技術訓練のためのカリキュラムの提供とテーブルゲームのインストラクターの派遣をしてきた実績があります。

評価基準23

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク				
23. 地域と の良好な 関係構築 のための 取組(50 点)	IR区域の整備につ いて、地域におけ る十分な合意形成 がなされており、IR 事業が長期的かつ 安定的に継続して いくために不可欠 な地域における良 好な関係が構築さ れていることが求 められる。	①地域との合意形成の 手続き・十分な合意形 成	なし	<p>方針について、以下①、②で例示する観点など、地域における合意形成や関係者との良好な関係が継続されるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。</p> <p>評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。</p> <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①合意形成</th> <th>②地域の関係者との 良好な関係の構築</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 双方の対話が行われ ている。 地域の多様な意見に応 えるための体制が構築さ れている。 多様な意向を聴取し、計 画に反映するための取 組が行われている。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地域の関係者との良好な 関係を継続するための取 組・内容が示されている。 </td> </tr> </tbody> </table>	①合意形成	②地域の関係者との 良好な関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> 双方の対話が行われ ている。 地域の多様な意見に応 えるための体制が構築さ れている。 多様な意向を聴取し、計 画に反映するための取 組が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の関係者との良好な 関係を継続するための取 組・内容が示されている。
①合意形成	②地域の関係者との 良好な関係の構築							
<ul style="list-style-type: none"> 双方の対話が行われ ている。 地域の多様な意見に応 えるための体制が構築さ れている。 多様な意向を聴取し、計 画に反映するための取 組が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の関係者との良好な 関係を継続するための取 組・内容が示されている。 							

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

<認識整理> ※下線は特に御議論いただきたい箇所

- ・ 大阪府・市、IR事業者双方において、IRの理解促進を図るセミナーや出前講座の開催、パンフレットの作成など、各種情報発信がなされており、地域との合意形成を図るための一定の取組や工夫がなされていることがうかがえる。また、IR事業者の長期的かつ継続的な取組として、地域調達や人材育成に係る地元教育機関との連携など、地域社会に貢献することを考えている姿勢も見受けられる。
- ・ 他方、公聴会・パブリックコメントの実施、その際の住民からの意見の区域整備計画への反映、議会議決など地域の合意形成に係る法定の手続は実施されているが、区域整備計画の申請後に大阪IRに反対する団体等による住民監査請求、民事訴訟、署名活動等が存在している状況であり、地域住民との良好な関係構築に関しては課題が残る。

この点、IR事業者においてはタウンホールミーティングの開催が一応計画されているものの、大阪府・市による地域住民への対面での説明の場を設けるといった能動的な理解促進のための取組の計画が乏しいように見受けられる。

このため、地域住民との間において、十分な地域との双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る必要がある。【論点①】

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

＜委員会として求める事項案＞

- ・地域における幅広い関係者の理解と協力を得ることが、IR事業を長期的かつ安定的に継続していくために不可欠であることも踏まえれば、一方向の情報発信にとどまらず、反対派も含む地域住民との間において、十分な地域との双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る取組が求められる。

【論点①】

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

- 大阪府・市、IR事業者双方において、IRの理解促進を図るセミナーや出前講座の開催、パンフレットの作成など、各種情報発信がなされており、…

<区域整備計画 抜粋 (p.154～155)>

①地域との合意形成の手続き・十分な合意形成

2.IR誘致に向けた合意形成の取組み

(2)府民理解の促進の取組み

- IR誘致に向けた地域の合意形成や良好な関係の構築に向け、府民全体を対象とすることはもとより、地元企業や次代の担い手たる大学生等、対象を明確にし、**各々の属性の興味・関心に応じた情報発信を行うとともに、ステージに応じた適切なタイミングで、多様な広報ツールを活用した情報発信を行い**、継続的な理解の促進に取り組んだ。

a.府民全体への情報発信

- 府民を対象に、外部講師及び職員により、IRの必要性や効果、大阪がめざすIR像のほか、懸念事項対策等を説明する「**知る、分かる、考える、統合型リゾート(IR)セミナー**」を開催するとともに、多様な広報ツールを活用した情報発信を行った。

b.地元企業への情報発信

- IRは、経済の活性化、ビジネス機会の増加が期待できることから、地域経済の担い手である地元企業に対し、IRがもたらす効果等について、**地元企業向けセミナーや経済団体等への出前講座を通じて情報発信を行った。**

c.大学生・若い世代への情報発信

- 大学生に、IRが大阪・関西の持続的成長を担うことや、将来の活躍の場として幅広い分野で質の高い就業機会が期待されること等について、**大学への出前講座や大学生によるIRに関する提案・研究発表会の開催を通じて情報発信を行った。**

d.女性・ファミリー層への情報発信

- IRへの女性の理解を深める観点から、**女性・ファミリー層を対象としたIRに関する出前講座を実施するとともに、参加者の意見を参考にパンフレットを作成した。**

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

- ・ …地域との合意形成を図るための一定の取組や工夫がなされていることがうかがえる。また、IR事業者の長期的かつ継続的な取組として、地域調達や人材育成に係る地元教育機関との連携など、地域社会に貢献することを考えている姿勢も見受けられる。

<区域整備計画 抜粋 (p.156)>

3. 長期的かつ継続的に地域における良好な関係を構築していくための取組み

大阪府・市は、引き続き、府民に向けた情報発信に取り組むとともに、大阪・関西の持続的な成長に向け、地域経済の振興及び地域社会への貢献に関する取組みをはじめ、MICEの誘致・推進、ギャンブル等依存症対策、治安・地域風俗環境対策等について、経済界、IR事業者、その他の関係機関等と緊密な連携体制の構築を図る。

IR事業者は、大阪・関西の地元企業・中小企業との取引関係を構築し、地元からの調達をとおして地域経済の振興に寄与する。また、産官学民の関係者と連携し、大阪・関西が強みを有する産業領域に関するMICE開催やイベント誘致(評価基準18-④-3-(1)参照)、教育機関等と連携した人材育成(評価基準18-④-3-(2)f.参照)、IRから地域に送客する「食」やクラフトツーリズム(評価基準8-①-5及び6参照)等、地域社会に貢献する取組みを通じて、長期的かつ継続的に地域における良好な関係の構築を図る。

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

<質問回答 抜粋(8月5日提出)>

<大阪府・市が主体となった取組み>

- ・ 大阪府・市では、大阪IRの実現に向けては、地域の理解を得ながら進めていくことが重要と認識しており、これまで、府民向けセミナーや出前講座、広報紙やパンフレット、動画など、様々な広報ツールを活用して情報発信に努めてきました。
- ・ 令和4年度においても、8月以降、順次、府民向けセミナー等を実施するとともに、区域整備計画を踏まえて記載内容を更新・充実させた新たなパンフレットの作成や府民が情報を得やすいホームページデザインの工夫・改訂など、引き続き、府民理解の促進に取り組んでいるところです。
- ・ **区域認定以降は、以下のような取組みについて検討を進める予定**であり、これまで以上に幅広い府民の理解が深まるよう、効果的な情報発信・地域連携の工夫を図るとともに、事業者による取組みとも連携・相乗しながら、長期的かつ継続的に、地域の理解促進や信赖醸成並びに地域との良好な関係構築に取り組んでいきます。
- ・ なお、これらの取組みにあたっては、現在実施しているセミナーでのアンケート調査のほか、大阪府のアンケートツールを活用した意見収集や、大阪府・市等が主催するイベント等におけるアンケートの実施を検討しており、これらを通じて、幅広く府民の理解度を測りながら、効果的な理解促進の取組みに繋げていきます。

① 情報発信の拡充

- セミナーの開催回数や開催場所等の拡充
地域ブロックごとに府内全域で、毎年度セミナーを開催
- 説明動画の制作・活用
府民の関心を引きつけるIRのより詳細で分かりやすい説明動画の制作及び効果的な活用

② 大阪府・市関係部局、周辺自治体、経済団体等と連携した情報発信

- 庁内各部局・府内市町村等が主催するイベントへのブース出展
- 経済団体や各種企業と広報協力をを行い、企業広報紙やパンフレット等へのPR記事の掲載・大規模集客イベント等の場を活用したPR等
- 大阪市と包括連携協定を締結している企業とタイアップしたPR広報

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

<質問回答 抜粋(8月5日提出)>

③ 地域との連携体制の構築

➤ 大阪IR推進会議の拡充

大阪IRの推進に関し、外部有識者や地元経済界(3団体)で構成するIR推進会議において、これまでから、公開の場において、様々な議論や合意形成を重ねてきました。今後、区域認定など事業の進捗に応じて、事業者をはじめ、府民団体等の参画など、さらなる地域の合意形成に向けて、段階的な体制強化を検討していきます。

➤ 協議体の設置

地域の理解を得ながら、地域と一体になって大阪・関西の持続的な成長を実現するため、府・市や経済界、IR事業者等により、開業準備の段階から、地域の発展やMICEの誘致・推進、ギャンブル等依存症対策、治安・地域風俗環境対策などについて議論を行う協議体の設置を検討していきます。

➤ 地域との共催によるイベントの実施

<事業者が主体となった取組み>

- MGMは、これまで大阪におけるIR事業への参画にあたり、責任あるゲーミング、調達、人材育成といった、地域の住民や企業にとって重要なテーマを取り上げ、IRに対する地域の理解促進のため活動を進めてきました。
- 区域認定以降は、IR事業者がそれらの活動を継承し、地域住民の大坂IRに対するさらなる理解を深め、地域住民から賛同を頂ける事業となるよう、継続的に取り組んでいく所存です。
- 具体的な取組み内容については、地域の声に耳を傾けながら、決定・推進していく計画ですが、現時点では、以下の様な活動を想定しています。

① 情報発信

➤ IR事業者は、大阪府・市、経済界等とも連携・調整しながら、マーケティング・プロモーション活動の一環として、大阪IRの認知度を高め、理解促進・期待醸成を図るため、広告、テレビ、インターネット、ソーシャルメディアなど、様々なコミュニケーション・チャネルを通じた情報発信をIR開業前から行っていく予定です。

② 地域の関係者との連携

➤ 大阪IRと地域経済・社会の連携の場として、大阪府・市、経済団体、民間事業者等による協議体の場が設置されることを想定しています。IR事業者は当該協議体を介して、地域の住民や各種団体・企業とコミュニケーションを取り、MICE誘致、観光送客、調達等の各種分野において、地域との共存・共栄の有り方について共に議論し、理解を深めていきます。

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

<質問回答 抜粋(8月5日提出)>

③ 中小企業を含む地元企業との連携

➤ 大阪IRの開業準備の段階から運営段階に至るまで、数多くの調達や業務を遂行するためには、中小企業を含む地元企業からの協力が欠かせないものと考えています。地元企業との直接的な対話はもとより、地域の金融機関との連携を通じた情報発信にも取り組み、地元企業のIR事業への理解を深めて頂くと共に、取引関係構築のための支援にも取り組む予定です。

④ 人材育成における教育機関との連携

➤ 大阪・関西の教育機関と連携し、講演や体験プログラムを通して、大阪IRが有する観光やホスピタリティビジネスに関する学びの場を提供します。大阪IRに対する理解を促進すると共に、働く場としての魅力を伝え、高度な観光・ホスピタリティ人材の育成にもつなげていきます。

⑤ 地域イベントへの参画

➤ 長期的かつ継続的な地域との良好な関係を構築するためには、IR事業者自らが、地域社会の一員となることが重要と考えています。MGMIはこれまで大阪を代表するイベントの一つである天神祭や、地元に根付いたフェスティバルなど地域のイベントに参加してきました。IR事業者においても、地域イベントやフェスティバルなどへの参加や協賛等を通じて、地域との関係を深め、住民理解の基礎を醸成していきます。

⑥ タウンホールミーティングの開催

➤ IR事業者として、地域の皆様の声に耳を傾けて相互理解を深め、また不安を解消し、それを大阪IRの運営に活かし、地域と共に栄した持続的な発展につなげていくため、地域において、大小様々な対話集会を開催する事を計画しています。

⑦ IRに関する展示会やイベントとの連携

➤ MGMIはこれまでIRに関する展示会への出展のほか、独自にグランフロント大阪のオープンエリアでIRについて紹介するブースを出展するなど、より広い聴衆に向けてIRの取り組みや魅力を伝えてきました。IR事業者においてもこのような取組みを継続し、大阪IRについての理解を促進していきます。

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

- 他方、公聴会・パブリックコメントの実施、その際の住民からの意見の区域整備計画への反映、議会議決など地域の合意形成に係る法定の手続は実施されているが、……

<区域整備計画 抜粋 (p.153)>

①地域との合意形成の手続き・十分な合意形成

1. IR整備法に基づく合意形成の手続き

(1) IR整備法第9条第5項の協議に関する事項

- 令和4年1月31日付け、大阪府公安委員会へ協議を依頼した。
- 令和4年2月2日付け、大阪府公安委員会より協議に対する回答を得た。
- 令和4年2月4日付け、大阪市へ協議を依頼した。
- 令和4年2月10日付け、大阪市より協議に対する回答を得た。

(2) IR整備法第9条第6項及び第9項の同意に関する事項

a.IR整備法第9条第6項の同意

- 令和4年1月31日付け、大阪府公安委員会へ同意を依頼した。
- 令和4年2月2日付け、大阪府公安委員会より同意を得た。
- 令和4年2月4日付け、大阪市へ同意を依頼した。
- 令和4年2月10日付け、大阪市より同意を得た。

b.IR整備法第9条第9項の同意

- 大阪市会令和元年9～12月定例会において、議案第146号「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案」が議決され、IR整備法第9条第9項の規定に基づき必要となる大阪市の同意を、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべきものとした。
- 令和4年2月10日付け、大阪市へ同意を依頼した。
- 大阪市会令和4年2・3月定例会において、議案第80号「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画の認定の申請の同意について」は、附帯決議を付した上、原案のとおり可決された。また、大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業にかかる限度額を78,800,000千円及び期間を令和5年度から令和15年度までを内容とする債務負担行為を定める予算について、議案第61号「令和4年度大阪市港営事業会計予算」は、附帯決議を付した上、原案のとおり可決された。
- 令和4年4月22日付け、大阪市より同意を得た。

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

<区域整備計画 抜粋 (p.153)>

(3) IR整備法第9条第7項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置に関する事項

a.「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(案)に係る公聴会の開催

- ・令和4年1月23日、1月24日、1月28日、1月29日に開催し、40名が公述した。
- ・令和4年2月16日に公聴会の結果を公表した。

b.「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(案)に対する府民意見等の募集

・令和3年12月23日から令和4年1月21日まで意見等の募集(パブリックコメント)を行い、537名(団体含む。)・1,497件の意見等が提出された。

- ・令和4年2月16日にパブリックコメントの結果を公表した。

(4) IR整備法第9条第8項の議会の議決に関する事項

- ・大阪府議会令和4年2月定例会において、第66号議案「特定複合観光施設区域の整備に関する計画について認定の申請をする件」は、附帯決議を付した上、原案のとおり可決された。

【参考】

○特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)(抄)

(区域整備計画の認定)

第9条(略)

2~4(略)

5 都道府県等は、区域整備計画を作成しようとするときは、第十二条第一項に規定する協議会が組織されている場合には当該協議会における協議を、同項に規定する協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならない。

6 都道府県等は、区域整備計画に定める次の各号に掲げる事項については、あらかじめ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。この場合において、第二号に定める者の同意については、地方自治法第九十六条第二項の規定の適用を妨げない。

一 公安委員会が実施する施策及び措置に係る事項 公安委員会

二 立地市町村等が実施する施策及び措置に係る事項(前号に掲げるものを除く。) 立地市町村等

7 都道府県等は、区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

8 都道府県等は、第一項の規定による申請をしようとするときは、その議会の議決を経なければならない。

9 前項の場合において、当該都道府県等が都道府県であるときは、当該都道府県は、あらかじめ、当該特定複合観光施設区域を整備しようとする区域をその区域に含む市町村及び特別区の同意を得なければならない。この場合において、当該同意については、地方自治法第九十六条第二項の規定の適用を妨げない。

10~14(略)

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

■添付書類：公聴会・パブリックコメントでの意見を踏まえた「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の修正箇所(1/3)

区域整備計画案に対する公聴会及びパブリックコメントにおける府民等からの意見については、大阪府・市の考え方を公表し、大阪におけるMICE推進に係る戦略・体制やギャンブル依存症対策における酒類提供の提供等に関する意見については、以下のとおり区域整備計画の修正を行った。

種別	番号	意見内容	区域整備計画の該当箇所		
			様式		修正内容（下線部）
パブリックコメント	No.73	MICEを推進・誘致する官民一体となった地元の体制を強化してほしい。IR事業者には海外とのネットワークや人材の協力をお願いしたい。	評価基準16	追記	新たなMICE推進に係る戦略に基づき、大阪府・市、経済団体及び大阪観光局等が一体となり、IR事業者とも緊密に連携し、IR事業者が強みを有する海外とのネットワークや人材面での協力も得ながら、オール大阪で国内外のMICEの戦略的な誘致を推進する。
パブリックコメント	No.87	関西の伝統・文化や食などに関するプログラムを地域と一緒に磨き上げるだけでなく、世界最高峰のアーティストやエンターテイメントを招待して提供してほしい。	評価基準8	追記	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツの種類・特性に合わせた5つの魅力増進施設を設置するとともに、これらの施設にとどまらず、大阪IR内の他施設や敷地全体を活用して、地域とともに「日本の魅力の創造・発信」に取り組む計画とする。また、コンシェルジュ機能を活用したチケット手配や、大阪・関西各地へつながる交通機能等を有する送客施設を効果的に活用することで、来訪者の広域観光を促進する。 地元のシェフやレストラン、企業と連携した大小様々なイベントの実施及び次世代の料理人の発掘・継続的な育成による新たなコンテンツの創造を通して、「食」における新たな体験価値を地域とともに継続的に創出する。
パブリックコメント	No.95	フェリーの定義が、通常使われている車と人を運ぶカー・フェリーを指しているのか、人のみを運ぶ高速船や小型通船のような船を指しているのか分からぬ。また、フェリーターミナルの対象船型を記載すべき。	要求基準1 評価基準9 評価基準16	追記 修正	<ul style="list-style-type: none"> 来訪者の需要や数の想定を踏まえ、旅行者に必要なサービスの提供に十分な規模を備えることで、IR来訪者の他地域への送客をめざす。 関西ツーリズムセンターに近接して大規模なバスターミナルを整備するとともに、海上に囲まれた立地を活かし、IR区域外の敷地北側の海沿いに小型旅客船等の乗客が利用するフェリーターミナル（係留施設を併設）を整備することで、来訪者の夢洲から大阪内外へのアクセス機能を補強する。 関西国際空港や神戸空港及び近傍の集客施設と結ぶ小型旅客船等、船によるアクセスができるように、浮桟橋（ポンツーン）等を整備する。（約10億円）
パブリックコメント	No.104	事業者には、地元におけるサービス産業の高度化に資する人材育成を期待する。 例えば、関西の教育機関などと連携し、IR施設の現場を活用して、積極的に人材を育成してほしい。	要求基準18 評価基準12 評価基準18	追記	<ul style="list-style-type: none"> 教育機関等と連携した人材育成プログラムの提供等により、サービス産業の高度化に資する高度なグローバル人材の育成に取り組み、大阪・関西の人材基盤の拡大・強化を支援する。 一定のスキルを身に付けたスタッフには、米国やマカオの富裕層向け宿泊施設での実地研修等を行い、新たなスキルやグローバルな視点を身に付ける機会を提供し、サービス産業の高度化に資するグローバルで高度な人材育成を図る。

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

■添付書類：公聴会・パブリックコメントでの意見を踏まえた「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の修正箇所(2/3)

区域整備計画案に対する公聴会及びパブリックコメントにおける府民等からの意見については、大阪府・市の考え方を公表し、大阪におけるMICE推進に係る戦略・体制やギャンブル依存症対策における酒類提供の提供等に関する意見については、以下のとおり区域整備計画の修正を行った。

種別	番号	意見内容	区域整備計画の該当箇所		
			様式		修正内容（下線部）
パブリックコメント	No.119	ギャンブル依存症対策のための規制提案/この規制がなければ不十分。 ・大阪独自での開業時間制限、深夜営業・24時間営業の禁止 ・酒類提供の禁止 ・賭け金額・滞在時間の上限設定申告の義務化 ・カジノ施設周辺でのATM設置禁止 ・日本在住者への特定資金貸付の禁止	要求基準15 評価基準25	追記	アルコールの影響により正常なカジノ行為ができないおそれがある状態にあると判断される顧客に対しては、酒類の提供を行わないなど、酒類提供については、依存防止の観点を踏まえ、従業員マニュアルに明記し、適切な提供に努める。
パブリックコメント	No.192	天保山旅客ターミナルに関する記載がないため、関係する項目を修正すべき。	要求基準10 評価基準15	追記	・大阪港には、定期航路以外にも天保山客船ターミナル等に国内外の多くのクルーズ客船が発着/寄港（2019年は62回の入港実績）する。大阪ＩＲは、これらのクルーズ客船の大半が着岸する天保山客船ターミナルから車で約10分でのアクセスが可能である。
公聴会 (1月23日開催分)	公述3	24時間営業、カジノ場内での酒類提供が認められています。のめり込みを助長するものです。	要求基準15 評価基準25	追記	アルコールの影響により正常なカジノ行為ができないおそれがある状態にあると判断される顧客に対しては、酒類の提供を行わないなど、酒類提供については、依存防止の観点を踏まえ、従業員マニュアルに明記し、適切な提供に努める。
公聴会 (1月24日開催分)	公述6	ビジネスイベントを新たなビジネスイノベーションの機会の創造につなげる工夫をしていただきたいと思います。そのためには、産業政策との連携が必要だと考えます。	要求基準18 評価基準18	追記	I Rを活用したイノベーションの創出支援 ・新たなサービスの実証フィールドとしてのI R施設の活用・提供、M I C Eによるビジネス集客機会を活用した情報発信等、I Rを活用したビジネスイノベーション機会の創出に取り組む。
公聴会 (1月24日開催分)	公述9	ギャンブル場の運営に当たっては、ギャンブル依存症を深め、はまらせないために飲酒についてのきちんとしたルールを築いてほしいと思います。	要求基準15 評価基準25	追記	アルコールの影響により正常なカジノ行為ができないおそれがある状態にあると判断される顧客に対しては、酒類の提供を行わないなど、酒類提供については、依存防止の観点を踏まえ、従業員マニュアルに明記し、適切な提供に努める。

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

■添付書類：公聴会・パブリックコメントでの意見を踏まえた「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の修正箇所(3/3)

区域整備計画案に対する公聴会及びパブリックコメントにおける府民等からの意見については、大阪府・市の考え方を公表し、大阪におけるMICE推進に係る戦略・体制やギャンブル依存症対策における酒類提供の提供等に関する意見については、以下のとおり区域整備計画の修正を行った。

種別	番号	意見内容	区域整備計画の該当箇所		
			様式		修正内容（下線部）
公聴会 (1月28日開催分)	公述2	MICEっていうのは誘致だけじゃなく本来は作っていてもなんんですね。その場所でしかない世界の人たちが来る展示場あるいは国際会議というのがもうブランドになってきます。MICEの創出ということについても、これから実現していただきたいと思う次第でございます。	要求基準18 評価基準7 評価基準18	追記	・大阪・関西が強みを有する10の産業に関するMICEイベントの誘致・創出を推進し、これらの産業の成長・グローバル化を促進する。 ・IR施設とIR区域の周辺の産業の共創関係を構築し、IR事業の実施による地域の産業振興・強化に寄与するため、大阪・関西が強みを有する10の産業領域を設定し、同産業領域に関するMICEイベントの誘致・創出に注力し、年間50件（10領域×5件）の開催をめざす。 ・大阪府・市の上位計画、関西の経済団体の提言及び大阪でのMICE誘致に知見のあるPCO（会議運営事業者）の意見等に基づき、10の産業（スポーツ、フード、メディカル、ウェルネス、ライフサイエンス、環境・エネルギー、ものづくり、テクノロジー、スマートシティ及び観光）を大阪・関西が強みを有する産業領域として、MICEイベントの誘致・創出に取り組む。
公聴会 (1月29日開催分)	公述7	IR整備の意義と目標に、日本観光のゲートウェイの形成とありますが、大阪港にはIRから地下鉄で2駅、車で数分とIRの近傍に世界各地を結ぶ22万t級の豪華クルーズ船が離発着できる天保山旅客ターミナルがあることの認識がなく、コロナ以前には日本一周のクルーズが人気を集めつつあったことも認識されていない点が、まず1点目です。 この点を認識し、交通事業者と意見交換し、IRと天保山旅客ターミナルとバスで結び、1週間程度の日本一周クルーズや、2、3日の瀬戸内海クルーズなどを構築し、IR整備の意義と目的を具現化することです。	要求基準10 評価基準15	追記	・大阪港には、定期航路以外にも天保山客船ターミナル等に国内外の多くのクルーズ客船が発着/寄港（2019年は62回の入港実績）する。大阪IRは、これらのクルーズ客船の大半が着岸する天保山客船ターミナルから車で約10分でのアクセスが可能である。

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

- ……区域整備計画の申請後に大阪IRに反対する団体等による住民監査請求、民事訴訟、署名活動等が存在している状況であり、地域住民との良好な関係構築に関しては課題が残る。【論点①】

<住民監査請求・住民訴訟>

- ・2022年5月11日
元市議ら市民5人が、
①事業者との間で交わされる予定地・夢洲に係る土地の借地権設定契約は、特定の民間企業に限って条件を優遇しており、平等原則(憲法14条)に反する
②建設予定地の土壤対策費を大阪市が負担するのは、過大な支出を制限する地方自治法第2条14項・地方財政法第4条1項、地方公営企業法第3条に違反している
として、定期借地契約の締結の差し止めを大阪市に請求。
- ・2022年7月8日
大阪市監査委員は、本件請求について監査を実施したが、当該請求が妥当かどうかで委員の間で意見が割れたため、「合議不調」との結果を市民側に通知。
- ・2022年7月29日
市民5人は、大阪市に対して契約を締結しないことと対策費用の支払いの差し止めを求める住民訴訟を大阪地方裁判所に提起。
…現在も係争中。

<署名活動>

- ・2022年3月25日～5月25日
市民団体(カジノの是非は府民が決める 住民投票をもとめる会)が21万134筆の署名を集める
- ・2022年7月21日
市民団体から大阪府に条例制定請求書を提出
- ・2022年7月29日
大阪府議会において臨時議会が開かれ、条例案が採決され、否決

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

<大阪IRについて反対する団体からの直近の要望書>

日付	団体名	評価基準23に関連する要望内容・質問内容(要約)
		<ul style="list-style-type: none">・公聴会の日程が2022年1月の1週間に4回という少なさ。公述人の発言は1人5分に制限された。公述人の90%が反対意見だったにもの関わらず、住民の意見は議会の議決にはまったく反映されていない。・パブリックコメントについての集計・分析は行われず個々のコメントに対し紋切り方の回答が返ってきたにすぎない。・大阪府民が住民投票条例制定を直接請求手続きによって求めた事実は住民の合意形成ができていないことを示している。
		<ul style="list-style-type: none">・公聴会がわずか4回しか開催されず公述人40人中35人が大阪IR計画に反対するものだった。・大阪IR計画について住民投票を求める直接請求において法定数を大きく上回る約21万筆の署名が寄せられた。多くの府民が大阪IR計画に合意していないことを如実に示している。
		<ul style="list-style-type: none">・わずか4回しか開催されなかった公聴会における公述人40人中35人が大阪IR計画に反対するものだった。・大阪IR計画について住民投票を求める直接請求において法定数を大きく上回る約19万2773筆の署名が寄せられた。　住民の意見を反映させるために必要な措置が講じられてこなかったことを強く示唆している。
		<ul style="list-style-type: none">・住民に対して必要な周知を一切せず、公聴会では反対意見が9割を占め、住民投票を求める署名が20万筆を超えるなど、「地域住民の合意」が存在しない。
		<ul style="list-style-type: none">・署名運動が大規模に展開され、総署名数21万134筆(有効署名数19万2773筆)に上り、法定数14万6472人をはるかに上回った。・地域住民の合意形成は、審査における点数配分に関わらず何よりも重要な審査項目である。

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

…この点、IR事業者においてはタウンホールミーティングの開催が一応計画されているものの、大阪府・市による地域住民への対面での説明の場を設けるといった能動的な理解促進のための取組の計画が乏しいよう見受けられる。

このため、地域住民との間において、十分な地域との双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る必要がある。【論点①】

- 地域における幅広い関係者の理解と協力を得ることが、IR事業を長期的かつ安定的に継続していくために不可欠であることも踏まえれば、一方向の情報発信にとどまらず、反対派も含む地域住民との間において、十分な地域との双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る取組が求められる。【論点①】

<質問回答 抜粋（8月5日提出）>

<事業者が主体となった取組み>

- （中略）具体的な取組み内容については、地域の声に耳を傾けながら、決定・推進していく計画ですが、現時点では、以下の様な活動を想定しています。

- ① 情報発信（略）
- ② 地域の関係者との連携（略）
- ③ 中小企業を含む地元企業との連携（略）
- ④ 人材育成における教育機関との連携（略）
- ⑤ 地域イベントへの参画（略）
- ⑥ タウンホールミーティングの開催

➢ IR事業者として、地域の皆様の声に耳を傾けて相互理解を深め、また不安を解消し、それを大阪IRの運営に活かし、地域と共に栄した持続的な発展につなげていくため、地域において、大小様々な対話集会を開催する事を計画しています。

- ⑦ IRに関する展示会やイベントとの連携

評価基準23 地域との良好な関係構築のための取組

<10月28日ヒアリングでの回答>

【事務局質問】

- ・市民団体等、反対の声がある中で、(中略)、今後、対面や説明会というのを具体的に予定されているかという点では、情報提供を充実していくとか、耳を傾けていくという説明があったが、具体的にその場合、**対面、説明会の場の活動**というのは予定はされていないということか。

【申請者回答(大阪府・市)】

- ・**区域整備計画の説明会(※)を本年の1月に実施させていただいたところ、今後説明会という形ではないものの、外部講師を招いて、観光の動向やIRに対する色々なお話、更に我々の区域整備計画の内容を説明して、引き続き府民市民の理解の促進に努めていきたいと考えている。**

※区域整備計画の説明会(※事務局補足)

令和4年1月に、大阪府民・市民に対し計7回実施されている。いずれの説明会も対面にて実施され、参加者との直接的な質疑応答がなされている。

⇒【論点①】大阪IRへの反対運動が存在することも踏まえ、一方向の情報発信にとどまらず、地域住民との間において、十分な地域との双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る取組を求める形はどうか。

評価基準22

※防災・減災対策に関する一部の内容を除く

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク								
22. 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策 (50点)	<p>防災・減災のための取組並びにIR区域及びIR施設に係る安全の確保のための取組が適切に講じられるとともに、災害その他のリスク事象について、発生時における来訪者への情報提供や救援物資の提供その他の適切なオペレーションや、損害に備えた保険の付保などが適切に講じられることが求められる。また、新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組が適切に講じられることが求められる。特に感染症対策については、IRは様々な機能を持つ施設が一体となった施設であることから、先行する諸外国のIRにおける取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、IRを構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策が講じられることが求められる。</p>	<p>①想定されるリスク事象の種類及び程度 ②整備・運営における防災・減災対策等 ③予定する保険の詳細</p>	<p>あり (防災・減災対策等) 30点 (感染症対策) 20点</p>	<p>■ 防災・減災対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> 方針について、以下①～④で例示する観点など、防災・減災等の取組が適切に講じられるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、各提案に係る予算規模や、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①防災・減災対策</th> <th>②サイバーセキュリティの確保</th> <th>③テロ対策</th> <th>④保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 想定される最大規模のリスクを踏まえたインフラ、建築物である。 災害対応の拠点となる機能がある。 非常時に活動するための資機材等が備わっている。 関係機関との役割分担が検討されている。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国内外での取組みを参考とした対策である。 関係機関との役割分担が検討されている。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国内外での取組みを参考とした対策である。 関係機関との役割分担が検討されている。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 予定する保険が①～③に関するリスクを包括的にカバーしている。 </td> </tr> </tbody> </table>	①防災・減災対策	②サイバーセキュリティの確保	③テロ対策	④保険	<ul style="list-style-type: none"> 想定される最大規模のリスクを踏まえたインフラ、建築物である。 災害対応の拠点となる機能がある。 非常時に活動するための資機材等が備わっている。 関係機関との役割分担が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外での取組みを参考とした対策である。 関係機関との役割分担が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外での取組みを参考とした対策である。 関係機関との役割分担が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定する保険が①～③に関するリスクを包括的にカバーしている。
①防災・減災対策	②サイバーセキュリティの確保	③テロ対策	④保険									
<ul style="list-style-type: none"> 想定される最大規模のリスクを踏まえたインフラ、建築物である。 災害対応の拠点となる機能がある。 非常時に活動するための資機材等が備わっている。 関係機関との役割分担が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外での取組みを参考とした対策である。 関係機関との役割分担が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外での取組みを参考とした対策である。 関係機関との役割分担が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定する保険が①～③に関するリスクを包括的にカバーしている。 									

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク				
22. 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策(50点)	<p>防災・減災のための取組並びにIR区域及びIR施設に係る安全の確保のための取組が適切に講じられるとともに、災害その他のリスク事象について、発生時における来訪者への情報提供や救援物資の提供その他の適切なオペレーションや、損害に備えた保険の付保などが適切に講じられることが求められる。また、新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組が適切に講じられることが求められる。特に感染症対策については、IRは様々な機能を持つ施設が一体となった施設であることから、先行する諸外国のIRにおける取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、IRを構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策が講じられることが求められる。</p>	<p>①想定されるリスク事象の種類及び程度 ②整備・運営における防災・減災対策等 ③予定する保険の詳細</p>	<p>あり (防災・減災対策等) 30点 (感染症対策) 20点</p>	<p>■ 感染症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 方針について、以下①、②で例示する観点など、感染症対策のための取組が適切に講じられるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、各提案に係る予算規模や、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①感染症対策</th><th>②保険</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> IR先行地域や国内での取組を参考とした対策である。 世界的な感染拡大が発生した場合に対応可能である。 個別の取組の実効性を高める工夫がある。 関係機関との役割分担が十分検討されている。 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> 予定する保険が①に関するリスクを包括的にカバーしている。 </td></tr> </tbody> </table>	①感染症対策	②保険	<ul style="list-style-type: none"> IR先行地域や国内での取組を参考とした対策である。 世界的な感染拡大が発生した場合に対応可能である。 個別の取組の実効性を高める工夫がある。 関係機関との役割分担が十分検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定する保険が①に関するリスクを包括的にカバーしている。
①感染症対策	②保険							
<ul style="list-style-type: none"> IR先行地域や国内での取組を参考とした対策である。 世界的な感染拡大が発生した場合に対応可能である。 個別の取組の実効性を高める工夫がある。 関係機関との役割分担が十分検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定する保険が①に関するリスクを包括的にカバーしている。 							

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

<認識整理>

(防災・減災対策については別途後日取り扱う)

- ・ 災害発生時の対応に関し、IR事業者において緊急対策本部が直ちに設置されるほか、事象に応じ大阪府・市、輸送機関等の関係者も参加する合同対策本部の設置等が検討されている。引き続き、IR開業に向け、関係者間において、各事象に応じた役割・リスク分担、意思決定プロセスの明確化や必要な措置等について十分具体化させていくことが必要である。
- ・ 夢洲内に新たに消防拠点が設置される予定であることは評価できる。大阪IRは1日に年間約2,000万人（1日当たり約5万人）が訪れる施設であることに鑑みれば、災害等の際の十分な医療体制の確保が重要であることから、相応の分担の下での救護室・備品の整備を含めたIR施設内での医療体制の確保、救急搬送を含めた周辺医療機関との連携など、来訪者数を踏まえた相応規模の具体的な検討が求められる。【論点①】
- ・ サイバーセキュリティの確保、テロ対策、損害に備えた保険の付保について、一般相応には計画されていることがうかがえる。なお、テロ対策に関して、施設内の具体的なゲート動線に関する内容に関しては今後の検討となる。
- ・ 感染症対策について、モバイルチェックインや非接触型決済などのICTテクノロジーの活用や、従業員への継続的なトレーニングの実施、来訪者への情報発信等が相応に計画されていることがうかがえる。
- ・ IR区域内での来訪者同士の接触が多く発生することが見込まれることに留意しつつ、新型コロナウイルス感染症以外の感染症も十分念頭に置き、事前の予防策を徹底するとともに、集団感染の発生においては迅速かつ適切な対応がなされるよう、具体的な医療体制の検討など保健衛生の確保に取り組むことが求められる。【論点②】

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- 災害発生時の対応に関し、IR事業者において緊急対策本部が直ちに設置されるほか、事象に応じ大阪府・市、輸送機関等の関係者も参加する合同対策本部の設置等が検討されている。引き続き、IR開業に向け、関係者間において、各事象に応じた役割・リスク分担、意思決定プロセスの明確化や必要な措置等について十分具体化させていくことが必要である。

<質問回答 抜粋(8月26日提出)>

- IR区域内で災害やインシデントなどのリスク事象が生じた場合、IR事業者は、IR区域内の来訪者および従業員の安全を最優先に対処し、事業資産の保護と迅速な事業復旧に努めます。また、**災害発生後直ちに設置した緊急対策本部において、IR区域内の情報収集を行い各関係機関に連携することで、災害の全体像を把握し、消防局や警察が救助活動を行うにあたり必要な支援や協力、事態の収束に向けた活動を行う方針**です。また、ピラミッド構造の内部組織体制により災害やインシデントのリスクレベルに応じた意思決定がされる仕組みとし、緊急事態に該当する場合には緊急対策本部を設置します。緊急対策本部は、IR事業者の経営層を責任者とする、各部門長及び危機管理室で構成され、外部機関との情報連携を行う想定です。

<質問回答 抜粋(8月26日提出)>

- 一定以上のリスクレベルのインシデントが発生した場合に、IR事業者をはじめ、大阪府・市、大阪府警察、大阪市消防局、輸送機関(交通事業者)、その他関係者が参加する、合同の対策本部を設置し、夢洲及びその周辺の状況を網羅的に把握し、関係者が一体となって対応できる体制とすることを、大阪府・市等の関係者と検討します。**

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

＜質問回答 抜粋(8月26日提出)＞

- 防災・安全対策に関する役割分担やリスク事象が発生した場合の対応について、現時点で計画又は想定している取組内容は、区域整備計画に記載した事項及び後述のとおりですが、IR開業まで数年の期間があることから、今後、大阪府・市等、IR事業者、関係機関等での協議の場を設置する等し、事業条件に従いながら、施設計画や運営計画の詳細検討を進める中で、さらに具体的な協議・調整を進め、適切かつ実効性のある対応体制や措置等の構築を図っていきます。

1. IR区域内におけるリスク分担

- IR区域内の防災・減災対策は、大阪府・市をはじめとする関係機関と連携しつつ、IR事業者において自主的な防災・減災対策等を実施することを基本としています。
- 実際に想定されるリスク事象が生じた場合、IR事業者では、IR区域内の来訪者及び従業員の安全を最優先に対処し、事業資産の保護と迅速な事業復旧に努めます。また、災害発生後直ちに緊急対策本部を設置し、IR区域内の情報収集を行い、各関係機関に連携することで、災害の全体像を把握し、消防局や警察が救助活動を行うにあたり必要な支援や協力、事態の収束に向けた活動を行う方針です。(中略)

2. 夢洲におけるリスク分担

- 夢洲において実際に想定されるリスク事象が生じた場合、大阪府・市等はIR事業者や関係機関等と連携して情報共有等を行い、夢洲内に新たに設置される予定の消防拠点や警察施設を中心に、緊急輸送の確保、消防応急活動、医療救護活動等により安全確保を行います。
- また、IR事業者は、共助の考え方に基づき、IR区域を防災拠点として周辺地域の方々の避難受入れを行うなどにより安全確保を支援します。

3. 大阪府域及び大阪市域におけるリスク分担

- 大阪府域及び大阪市域において実際に想定されるリスク事象が生じた場合、大阪府・市等は、大阪府地域防災計画、大阪市地域防災計画、大阪府国民保護計画等に基づき、災害情報の収集・伝達、避難、消防応急活動、医療救護活動等により府民及び市民の安全確保を行います。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- 夢洲内に新たに消防拠点が設置される予定であることは評価できる。大阪IRは1日に年間約2,000万人(1日当たり約5万人)が訪れる施設であることに鑑みれば、災害等の際の十分な医療体制の確保が重要であることから、相応の分担の下での救護室・備品の整備を含めたIR施設内での医療体制の確保、救急搬送を含めた周辺医療機関との連携など、来訪者数を踏まえた相応規模の具体的な検討が求められる。【論点①】

<質問回答 抜粋(8月26日提出)>

- 大阪市では、大阪IRの開業に向けて、夢洲内に新たに消防拠点を設置することとしており、緊急時・災害時における急病人等の応急処置、救急病院への搬送など、迅速な対応が可能となります。また、かかる対応には、IR区域周辺にある5箇所の救急病院等との連携体制の構築が重要であり、今後、大阪府・市(災害時における医療体制整備の担当部局である大阪府健康医療部及び大阪市健康局を含む。)及びIR事業者で連携して取り組みます。なお、具体的な連携体制の構築については区域認定後となります。大阪府議会令和4年2月定例会においても当該方針を説明※しているところです。
※ 別紙「大阪府議会令和4年2月定例会議事録(救急病院等との連携体制の構築)」参照
- IR事業者においては、医療機関を含む外部機関との連絡体制等を定めた防災対策計画を策定し、関係者による災害レベルや避難段階に応じた防災総合訓練を実施します。また、IR事業者は、平常時から情報交換を目的とした医療機関を含む連絡協議会の開催や、IR区域内における大規模訓練の実施等を通じて、定期的な情報共有を行うとともに、緊急時に備えた緊急連絡網を整備し、関係者との間で、緊急時における被害状況の確認や物資、施設提供等の支援や協力、事態の収束に向けた活動等の具体的な協力支援内容を協議します。さらに、災害時には、IR施設内の救護室にて器具や備品を活用して救護チームによる応急処置等を行い、救急車やドクターヘリ等で医療機関へ搬送することを想定しています。
- 大阪府・市及びIR事業者は、相互に連携・協力して上記のような取組みを進め、IRへの来訪者の健康と安全の確保と安心して滞在できるIRの実現に向けて取り組みます。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

別紙「大阪府議会令和4年2月定例会議事録(救急病院等との連携体制の構築)」

◆ (しかた松男君)

IRにおける医療体制についてお伺いをいたします。

今般、大阪府市とIR事業者が共同で作成した大阪IRの区域整備計画が公表されました。計画によりますと、大阪IRは、年間約二千万人の多くの方が来訪し、そのうち約三割は海外からの来訪を想定しているとのことであります。

IRは、広大な夢洲地区の一角に整備される計画ですが、このたびの新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえ、新たな感染症の流行に備えておく必要があると考えます。また、日本の夏は高温多湿であり、外国人の中にはこの環境に適応できず、熱中症など体調不良を訴える来場者もあるのではないかと想定します。

こうした状況を踏まえ、日本人はもとより多くの外国人の方にも安心して滞在していただけるよう、IR周辺の医療施設と連携を図り、来場者の救急医療体制を構築しておく必要があると考えますが、IR推進局長の御見解をお願い申し上げます。

◎ IR推進局長（坂本篤則君）

IRは、多くの外国人が来訪するもので、外国人の方も安心して快適な時間を過ごしていただくことが重要であり、様々な国からの来訪者の文化やバックグラウンドを尊重するリゾートの創出を目指すこととしており、外国人の方も含めて急病人等が発生した際には、適切に対応していくこととなります。

IR開業に向けては、夢洲内に新たに消防拠点を設置することとしており、緊急時、災害時における急病人等の応急措置、救急病院への搬送など、迅速な対応が可能となります。

また、IR区域周辺にある五か所の救急病院等との連携体制の構築についても重要であると認識しており、今後、IRへの来訪者の健康と安全を確保できるよう、健康医療部とも連携しながら、安心して滞在できるIRの実現に向けて取り組んでまいります。

◆ (しかた松男君)

ありがとうございます。

世界最高水準のIRを目指すのであれば、それにふさわしい来場者ケアもできなければならぬと考えますので、医療施設と連携体制の構築をしっかりと進めさせていただきますようお願いを申し上げます。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

<質問回答 抜粋(8月26日提出)>

- ・ 質問番号45回答でも述べたとおり、大阪市では、大阪IRの開業に向けて、夢洲内に新たに消防拠点を設置することとしており、緊急時・災害時における急病人等の応急処置、救急病院への搬送など、迅速な対応が可能となります。また、かかる対応には、IR区域周辺にある5箇所の救急病院等との連携体制の構築が重要であり、今後、大阪府・市(災害時における医療体制整備の担当部局である大阪府健康医療部及び大阪市健康局を含む。)及びIR事業者で連携して取り組みます。
- ・ IR事業者においては、医療機関を含む外部機関との連絡体制等を定めた防災対策計画を策定し、関係者による災害レベルや避難段階に応じた防災総合訓練を実施するとともに、災害等発生時は直ちに緊急対策本部を設置し、防災対策計画に基づき対策等を実施します。また、IR事業者は、緊急事態発生時にスムーズな医療支援を行えるよう、医療機関とも定期的な情報共有を行うとともに、緊急連絡網を整備するなど、平常時から連携体制を構築します。さらに、リスク事象が生じた場合においては、被害状況に基づき、連携先である近隣医療機関への受入対応または医療チーム派遣要請を行う想定です。医療ケアが必要な要配慮者に対しては、IR施設内の救護室にて器具や備品を活用して救護チームによる応急処置等を行い、緊急性の高い人については、救急車やドクターヘリ等で医療機関へ搬送することを想定しています。
- ・ 大阪府・市及びIR事業者は、相互に連携・協力して上記のような取組みを進め、IRへの来訪者の健康と安全の確保と安心して滞在できるIRの実現に向けて取り組みます。

⇒【論点①】災害時の医療体制の確保について、夢洲内に新たな消防拠点を設置、近隣の救急病院との連携体制の構築等について検討されていることがうかがえる。引き続き、来訪者数を踏まえた医療体制の実効性が確保されるよう、検討を求めていく形はどうか。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- サイバーセキュリティの確保、テロ対策、損害に備えた保険の付保について、一般相応には計画されていることがうかがえる。なお、テロ対策に関して、施設内の具体的なゲート動線に関する内容に関しては今後の検討となる。

<区域整備計画抜粋(P.149～P.150)>

(2) サイバーセキュリティの確保

a. 大阪府公安委員会及び大阪府警察の取組み

大阪府公安委員会及び大阪府警察は、IR事業者が実施するサイバーセキュリティ対策への指導又は助言を行う。

b. IR事業者の取組み

IR事業者は、情報システムの安全性・信頼性を確保し、IRの安定的・継続的な運営を維持するため、適切なサイバーセキュリティ体制を構築の上、継続的に以下のような対策を実施する。

(a) ハード面で実施予定の対策

- 監視ソフトウェアとプログラムを導入する。
- IoT機器導入時は、ファームウェア更新サポートの有無等を確認する等、セキュリティに配慮したデバイスを使用する。
- 公開サーバシステムは、侵入テストを行い、インターネットを介した脅威に対処するよう努める。

(b) ソフト面で実施予定の対策

- 監視、監査、インシデント対応、従業員の教育、啓発プログラム等、運用面での対策に努める。
- 「サイバーセキュリティに関する基本方針」及びその運用に係る「業務標準手順」を策定し、個人情報を含むデータ保護・診断、様々な脅威情報に基づくリスク分析と対処に努める。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

<区域整備計画抜粋(P.149～P.150)>

(3) テロ対策

a. 大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察の取組み

- ・大阪府・市は、平素からの備えとして、大阪府国民保護計画等に基づく組織・体制の整備、関係機関等との連携、物資及び資材の備蓄・整備等を推進するとともに、IR事業者や関係機関等と共同して国民保護訓練等のテロ対処訓練を実施する。
- ・大阪市は、テロ発生時には、防災行政無線をはじめSNS等の多様な情報伝達手段を活用した避難誘導により、夢洲における滞在者等の安全確保を図る。
- ・大阪市消防局は、国際会議・大規模イベント開催時には、消防特別警戒体制を構築し、夢洲消防拠点に特殊災害機動部隊等のテロ災害への対応に必要な部隊配備を行う。
- ・大阪府公安委員会及び大阪府警察は、テロ等を引き起こすおそれのある勢力等に関する情報収集・分析、公共交通機関等の重要施設や不特定多数の者が集まる大規模集客施設等に対する警戒警備、国際海空港における水際対策等の各種テロ対策に加え、大阪府テロ対策パートナーシップ協議会等による官民一体のテロ対策を推進する。

b. IR事業者の取組み

IR事業者は、テロ抑止効果を考慮した建物構造及びレイアウト設計とするほか、警察等の関係者と連携し、以下のようなテロの未然防止に取り組む。

(a) ハード面で実施予定の対策

- ・車両突入防止対策、ゲストエリアと関係者エリアの区分け、セキュリティ・コントロールの設置等、車両や不審人物の侵入を阻止する。
- ・警戒強化時等に活用できるスペースを確保する。
- ・屋外各部及び建物内の共用部分等における周囲からの見通しの確保や必要最小限のゴミ箱設置等により、不審物・爆発物や化学物質等の放置対策を行う。

(b) ソフト面で実施予定の対策

- ・警戒レベルの設定や爆弾、化学、放火等のテロの種類に応じたマニュアルを策定する。
- ・警戒レベル別訓練、不審物発見時及び不審者来訪時の対応訓練等を実施し、対応能力の維持・向上に努める。
- ・巡回等、日々の警備業務において、不審者や不審物等の早期発見に努め、テロの未然防止に向けた活動を推進する。
- ・警察との連携や関西国際空港等とのネットワークを活用した情報収集体制を構築する。
- ・大阪府テロ対策パートナーシップ協議会の活動を支援し、官民一体のテロ対策を推進する。

<区域整備計画抜粋(P.152)>

③予定する保険の詳細

- 施設規模及び事業利益に応じてリスクを包括的にカバーする保険を付保する。予定している主な保険内容は下表のとおり。
- 具体的な保険内容は、海外の既存IR事業での取組み等を踏まえて、保険仲介及びリスクマネジメント事業をグローバルに展開する保険アドバイザーが作成した保険プラン等も踏まえ、MGMの経験や日本固有の事情を考慮して決定する。

【図表1：主な保険内容（予定）】

主な保険名	保険対象
財物保険	
企業財産保険（財物）	火災・落雷・破裂・爆発等による施設・動産の損害 テロ行為による施設・動産の損害
企業財産保険（利益）	財物でカバーされる事故に伴う営業利益の損失等 テロ行為に伴う営業利益の損失等
地震保険（財物）	地震・津波・噴火による施設・動産の損害
地震保険（利益）	財物でカバーされる事故に伴う営業利益の損失等
テロ保険	テロ行為、騒擾等による財物の損害
クライム（企業犯罪被害）保険	従業員による詐欺行為等及び第三者の犯罪行為による損害
運送保険	偶然な事故による、所有貨紙幣等の損害 貨紙幣の偽造、変造による損害
賠償責任保険	
企業総合賠償責任保険	業務に関わる他人の身体障害・財物損害に起因する損害賠償 [#] 半生産物・完成作業、人格権侵害、自動車管理者、受託物、医療費用、使用者を除く。
サイバーリスク保険	情報漏洩や不正アクセスに起因する賠償責任や、ネットワーク中断に起因する逸失利益・営業継続費用
労働災害総合保険	労災事故に伴う被災者への補償 労災被災者に対する使用者としての賠償責任
自動車保険	所有する自動車の運行に起因する賠償責任
会社役員賠償責任保険	被保険者がその業務遂行のために行った行為に起因する賠償責任

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- ・ 感染症対策について、モバイルチェックインや非接触型決済などのICTテクノロジーの活用や、従業員への継続的なトレーニングの実施、来訪者への情報発信等が相応に計画されていることがうかがえる。

＜質問回答 抜粋(8月26日提出)＞

- ・ MGMが米国で実施した感染症対策と同様に、大阪IRにおいても、以下に代表されるハード・ソフト両面での日常的な安全衛生対策を実施します。
 - 基本的な安全衛生対策: 感染拡大抑止のために必要なプロセスのマニュアル(標準作業手順書)を策定し、従業員の継続的なトレーニングの実施、危機管理体制の整備といった基本的な枠組みを構築します。
 - テクノロジーの活用: ICTの進展を踏まえ、モバイルチェックインや非接触型決済など、安全と顧客利便を両立させるようなテクノロジーの活用を検討します。
 - 衛生環境の維持: 清掃や空調など施設の衛生管理基準を策定し、IR施設が安心・安全な施設であり続けるよう、衛生環境を維持していきます。

＜区域整備計画抜粋(P.149)＞

(1) 感染症対策

IR事業者は、来訪者、従業員及び地域コミュニティの健康と安全を最優先とし、国、大阪府・市等の関係者と連携し、その方針に従い、安全な事業継続を図る。MGMは、米国等で運営するIR施設において、ハード・ソフトで新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止の取組みを実施し、安全・安心のIR施設運営を行ってきた。それらの知見・経験を大阪IRにおいても活用する。

a. ハード面で実施予定の対策

- ・ 冷暖房空調(HVAC)制御システムを導入し、適切な換気を実施することで、空気感染のリスクを抑制するほか、時勢に応じたテクノロジーの活用等により、効果的な感染症対策に取り組む。
- ・ マスク、フェイスシールド、消毒液、検温装置等の感染症対策用品を適切に確保・配備する。

b. ソフト面で実施予定の対策

- ・ 業務プロセスをマニュアル化した標準作業手順書を作成した上で、全従業員に対する継続的なトレーニングを実施する。
- ・ WebサイトやSNS等を通じて、来訪者向けに感染症対策に関する情報発信を行う。
- ・ 感染拡大フェーズにおいては、関係当局の指示に従うとともに、来場抑制等の必要な対応、運営再開方針を含む安全計画やガイドラインの策定等を行い、計画的かつ安心・安全な形での運営再開を図る。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

- IR施設内での来訪者同士の接触が多く発生することが見込まれることに留意しつつ、新型コロナウイルス感染症以外の感染症も十分念頭に置き、事前の予防策を徹底するとともに、集団感染の発生時においては迅速かつ適切な対応がなされるよう、具体的な医療体制の検討など保健衛生の確保に取り組むことが求められる。【論点②】

<質問回答 抜粋(8月26日提出)>

3. その他的一般的な感染症への対応

- MGMが米国で実施した感染症対策と同様に、大阪IRにおいても、以下に代表されるハード・ソフト両面での日常的な安全衛生対策を実施します。
 - **基本的な安全衛生対策**: 感染拡大抑止のために必要なプロセスのマニュアル(標準作業手順書)を策定し、従業員の継続的なトレーニングの実施、危機管理体制の整備といった基本的な枠組みを構築します。
 - **テクノロジーの活用**: ICTの進展を踏まえ、モバイルチェックインや非接触型決済など、安全と顧客利便を両立させるようなテクノロジーの活用を検討します。
 - **衛生環境の維持**: 清掃や空調など施設の衛生管理基準を策定し、IR施設が安心・安全な施設であり続けるよう、衛生環境を維持していきます。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

<質問回答 抜粋(8月26日提出)>

<質問>

IRにおいて感染症が発生した場合の拡大防止に向けた対応策・実施体制について、現段階の考え方について、補足説明できる点があれば説明を頂きたい。

<申請者回答 抜粋>

1. 感染症の拡大防止に向けた対応策

- IRの安全な事業継続と感染拡大防止のため、ハード・ソフト両面で包括的な対策を実施する方針です。来訪者には感染予防を呼び掛け、マスク着用や手指消毒、検温を実施し、感染防止対策用品の確保など、状況に応じて積極的な感染拡大防止の取組みを行います。
- 同時に、IR施設全体および各IR施設の特性に応じた安全対策を策定し、それに従った安心・安全の施設運営により拡大を防止します。業務プロセスについての手順書を作成のうえ、全従業員に継続的なトレーニングを行い、プロセスに沿った運営の徹底を図ります。

2. 実施体制

- 健康・安全衛生の取組みを主導する担当を設置し、各部署が連携する組織体制を構築します。その上で、社内外のステークホルダーと連携しながら、感染症の実態把握、来訪者の動向管理、安全対策の実施、また、感染拡大防止及び運営再開計画の策定・実施を指揮する想定です。
- IR事業者において、感染拡大の危機レベルに応じて意思決定がエスカレーションされるピラミッド型の危機管理体制を構築し、各階層レベルの役割を明確化することで、迅速な意思決定や円滑な外部連携など、適切に対応します。

⇒【論点②】新型コロナウイルス以外の感染症への対応について十分な検討状況下にあるとは読み取れず、また、IRは必然的に来訪者同士の接触が起こりやすい環境下となることを踏まえて、事前の予防策の徹底、医療体制の検討といった取組が適切になされるよう求めていく形はどうか。他方、現時点で新型コロナ以外の感染症について、パンデミックリスク相当を念頭に置いたここまで対策を具体的に求めることは、現在、企業や施設運営者一般に要請されている対策具現化との関係で酷なものとはならないか。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

<参考>

- ・ 海外で運営するIR施設においてハード・ソフト両面での安全衛生対策を実施してきたMGMの知見、オリックス等の国内企業が有する我が国の規制等への知見を大阪IRの運営に活かしていくこと、また、IR施設を構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインへの対応について、その時点における公的ガイドラインの内容や政府、自治体等の方針に沿って検討していくことが見込まれている。

<質問回答 抜粋(8月26日提出)>

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、MGMにおいてもIR施設の一時営業停止を余儀なくされましたが、営業再開にあたってハード・ソフト両面からIR施設全体および各IR施設の特性の応じた安全対策を策定し、安心・安全な運営を実施してきた実績があります。(中略) 大阪IRにおいても、MGM・オリックスの知見・経験を活かして、日本におけるIR施設に合わせた実効性ある取組みを講じていけると考えています。(以下略)

<質問回答 抜粋(8月26日提出)>

2. 日本における知見の活用

- ・ オリックスは、運営又は関与する各種施設において、下記の例のように、関係各省庁、大阪府・市、業界団体と連携し、施設の特性および日本の規制等に合わせた水際対策及び感染拡大防止を実施してきました。それらを通して得た知見や、IR事業者に出資予定の少数株主企業が各事業領域で獲得した知見も、大阪IRの感染症対策に活用していきます。

- 京セラドーム大阪:NPB(日本野球機構)のガイドラインに沿った、プロ野球の試合の運営を行うとともに、その他イベント等においても、自治体や主催者と連携し、業種ごとに策定されたガイドラインに従った取組みを実施しています。
- ORIX HOTELS & RESORTS:全国13の宿泊施設において、独自の運営・サービス指針を策定するとともに、第三者機関が実施する新型コロナウイルスに関する衛生管理基準の査定を受けています。
- 関西エアポート:国土交通省、法務省、厚生労働省等の関係機関及び空港内事業者と連携し、感染防止策及び衛生対策を実施しています。

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

<質問回答 抜粋(8月26日提出)>

- ・ いずれのIR施設においても、基本的な感染拡大防止策については、マスクの着用や消毒の徹底など、共通点が多いものと考えており、MGMおよびオリックスが新型コロナウイルス感染拡大に対して策定・実施した包括的な対策を踏まえ、感染防止に取り組む考えです。
- ・ その上で、各種施設の利用形態や利用者の特性に応じて、自治体や保健所、関係する業界団体等が策定する感染拡大予防ガイドラインに従った施設ごとの対策を実施します。
- ・ 今後の具体的な取組内容については、その時点におけるガイドラインの内容や政府、自治体等の方針に沿って検討していきますが、MGMの運営施設での実績を含む、各種施設における特徴的な取組内容の例としては、以下が挙げられます。

<飲食施設>

- ビュッフェでの手袋着用、包装済みメニューの増加や、係員による配膳サービスの実施
- デジタルメニューや非接触型決済サービスの導入、店内の混雑緩和に向けた情報提供など、ICTの活用

<宿泊施設>

- 客室の清掃時には従業員にマスクと手袋の着用を義務付け、ゲスト来訪時の非接触型のチェックインシステムの導入

<MICE施設>

- 来場者の事前登録およびセルフヘルスチェックシステムの検討
- 適切なソーシャルディスタンスを確保できる水準に収容人数を調整

<エンターテイメント施設>

- 接触機会の多い箇所の清掃をショーの前後などに定期的に実施、施設内の空調システムによる適切な換気
- デジタルチケットの採用、非接触スキャンによる入退場管理

評価基準3

評価基準3 IR施設の規模

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
3. IR施設 の規模 (10点)	日本を代表する観光施設にふさわしい、これまでにないスケールを持つ施設であることが求められる。	①IR区域の面積(敷地面積) ②IR施設の床面積の合計及び内訳 ③その他スケールに関する事項(収容人員)	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・IR施設の床面積について、シンガポールIRや国内同種事例も参考につつ、日本を代表する観光施設にふさわしいスケールに関し十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、敷地面積や収容人員にも留意するものとする。

(参考)「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」(令和2年12月18日付け特定複合観光施設区域整備推進本部決定)(抄)

1 意義

(略)。特定複合観光施設区域整備法(略)に基づく日本型IRを実現するための制度は、特定複合観光施設区域(略)を整備し、国際会議場や家族で楽しめるエンターテインメント施設等と、収益面での原動力となるカジノ施設が一体となったこれまでにないスケールとクオリティを有する特定複合観光施設(略)が、民間事業者の活力と創意工夫を生かして設置され、及び運営されることを、包括的に法制度の中に位置付けた世界初の制度である。(略)。

評価基準3 IR施設の規模

<認識整理>

- ・大阪IRの延床面積及び敷地面積の規模は、IR先行地域であるシンガポールIR（マリーナベイサンズ（開業時。延床面積：約60万m²、敷地面積：約19万m²）及びリゾートワールドセントーサ（開業時。延床面積：約34万m²、敷地面積：約49万m²）などと比較し、同規模以上であり、また、国内の代表的な観光施設と比較しても同等程度又はそれ以上の床面積や敷地面積を有するものであることから、日本を代表する観光施設にふさわしい十分なスケールを有していることがうかがえる。

評価基準3 IR施設の規模

- ・大阪IRの延床面積及び敷地面積の規模は、IR先行地域であるシンガポールIR（マリーナベイサンズ（開業時。延床面積：約60万m²、敷地面積：約19万m²）及びリゾートワールドセントーサ（開業時。延床面積：約34万m²、敷地面積：約49万m²）などと比較し、同規模以上であり、また、国内の代表的な観光施設と比較しても同等程度又はそれ以上の床面積や敷地面積を有するものであることから、日本を代表する観光施設にふさわしい十分なスケールを有していることがうかがえる。

<区域整備計画 抜粋 (p.69~70)>

①IR区域の面積

敷地名	敷地面積
敷地A	392,370m ²
敷地B	100,310m ²
IR区域全体の敷地面積（合計）	492,680m ²

【図表1:IR区域の面積】

評価基準3 IR施設の規模

<区域整備計画 抜粋 (p.69~70)>

②IR施設の床面積

IR整備法第2条 の区分	施設名称	延床面積	暫定計画値
国際会議場施設 (1項1号)	国際会議場施設	33,100~40,600m ²	36,875m ²
展示等施設 (1項2号)	展示等施設	28,300~34,700m ²	31,455m ²
魅力増進施設 (1項3号)	関西アート&カルチャーミュージアム	790~1,200m ²	887m ²
	ジャパン・フードパビリオン	7,300~9,100m ²	8,220m ²
	ガーデンシアター	910~1,400m ²	1,018m ²
	関西ジャパンハウス	450~650m ²	505m ²
	三道体験スタジオ	460~680m ²	520m ²
送客施設 (1項4号)	関西ツーリズムセンター	680~990m ²	758m ²
	バスターーミナル	10,100~12,500m ²	11,284m ²
	フェリーターミナル	1,100~1,800m ²	1,331m ²
宿泊施設 (1項5号)	MGM大阪	209,800~256,600m ²	233,189m ²
	MGM大阪ヴィラ	4,900~6,100m ²	5,529m ²
	MUSUBI ホテル	45,600~55,800m ²	50,719m ²
カジノ施設 (10項)	カジノ施設	58,600~71,700m ²	65,166m ²
来訪及び滞在客与施設 (1項6号)	夢洲シアター	12,000~14,700m ²	13,338m ²
	Luxuryリテール	44,500~54,500m ²	49,472m ²
	その他リテール	370~540m ²	415m ²
	飲食施設	11,200~13,800m ²	12,478m ²
	共通バックヤード	98,200~153,500m ²	125,886m ²
	駐車場	84,800~137,100m ²	110,989m ²
	エネルギーセンター	9,400~11,600m ²	10,511m ²
合計		731,000~848,000m ²	770,525m ²

【図表2:IR区域の床面積】

施設名称	暫定計画値
結びの庭	広場面積: 2~4万m ² 程度
フェスティバルパーク	広場面積: 2~4万m ² 程度
イノベーションパーク	

【図表3:オープンスペースの面積】

評価基準3 IR施設の規模

＜区域整備計画 抜粋（p.69～70）＞

③その他スケールに関する事項

施設名称	利用シーン 収容人員	消防法 収容人員	施設名称	利用シーン 収容人員	消防法 収容人員
国際会議場施設	13,645人	27,907人	MGM大阪ヴィラ	66人	66人
展示等施設	10,000人	23,348人	M U S U B I ホテル	3,876人	4,973人
関西アート＆カルチャーミュージアム	123人	162人	カジノ施設	11,500人	11,955人
ジャパン・フードパビリオン	1,450人	1,779人	夢洲シアター	3,500人	3,850人
ガーデンシアター	400人	490人	Luxuryリテール	6,063人	9,795人
関西ジャパンハウス	101人	114人	その他リテール	83人	95人
三道体験スタジオ	139人	152人	飲食施設	2,365人	2,721人
関西ツーリズムセンター	151人	190人	共通バックヤード	—	6,519人
バスタークニナル	138人	911人	駐車場	8,753人	401人
フェリーターミナル	66人	333人	エネルギーセンター	—	32人
MGM大阪	10,590人	11,221人	合計	73,009人	107,014人

【図表4:各施設の計画収容人数】

評価基準3 IR施設の規模

(参考)国内外の同種施設における面積規模

国・地域	施設名	施設の床面積の合計 (延床面積)(万m ²)	(参考)区域の面積 (敷地面積)(万m ²)
シンガポール	マリーナ・ベイ・サンズ(開業時)	60	19
	リゾート・ワールド・セントーサ(開業時)	34	49
米国 ラスベガス	(最大延床)シティセンター	167	27
	(小規模施設の延床)コスモポリタン	60	3
マカオ	(最大延床)サンズ・コタイ・セントラル	112	15
	(小規模施設の延床)アルティラ・マカオ	10	0.5
米国 マサチューセッツ	アンコール・ボストン・ハーバー	29	14
	MGMスプリングフィールド	8	6
日本	東京ディズニーランド (2019年来訪者:1,791万人)	— (非公表)	51
	東京ディズニーシー (2019年来訪者:1,465万人)	— (非公表)	49
	ユニバーサルスタジオジャパン (2019年来訪者:1,450万人)	— (非公表)	54
	ハウステンボス(2019年来訪者:253万人)	25	152
	パシフィコ横浜(ノース含む)、インターモンチナタルホテル、マークイズみなとみらい、横浜美術館	36	11
日本	大阪IR	77	49